

第3節 貨物の搬入関係手続

システム参加保税地域等に到着した外国貨物又は輸出しようとする貨物を搬入する場合の手続は、この節の定めるところによる。

保税地域の倉主等（他所蔵置場所にあつては、他所蔵置許可を受けた者）は、搬入貨物の個数、事故の有無等を確認し、その結果をシステムに登録（以下この章において「搬入確認登録」という。）する。

なお、搬入確認情報をシステムに登録した貨物に係る搬入関係書類（船卸票若しくはこれに代わる書類又は保税運送承認書写し等）の税関への提出については、事故等の確認のため税関が求めたものを除き提出を要しない。

また、混載貨物について混載仕分けが完了した場合についても、その結果をこの節の定めるところによりシステムに登録（以下この章において「混載仕分確認登録」という。）する。

ただし、外国貿易船より船卸しされたコンテナ貨物をシステム参加保税地域に直接搬入したときは、この節によることなく、第1章第3節1（船卸確認登録）による。

1 搬入確認登録及び混載仕分確認登録

(1) 搬入確認登録の対象貨物

搬入確認登録が必要な貨物は、システム参加保税地域等に搬入された外国貨物及び輸出しようとする貨物とする。

ただし、次に掲げる貨物（積戻し申告を行うために搬入された貨物を除く。）については、システムでの搬入確認登録は可能であるが、貨物情報は削除されるためシステムでの貨物管理はできない。

イ 蔵入承認済貨物（蔵入承認済貨物の貨物管理を行うシステム参加保税地域を除く。）

ロ 移入承認済貨物、総保入承認済貨物又は展示等承認済貨物

また、輸出申告又は積戻し申告が行われていない貨物であつて、貨物情報が登録されていない貨物（「輸出貨物情報登録」業務（業務コード：E C R）がされていない貨物）については、この節による搬入確認登録の対象外とし、マニュアルの方法により管理する。

(2) 混載仕分確認登録の対象貨物

混載仕分確認登録が必要な貨物は、保税地域等において混載仕分けされた外国貨物とする。

ただし、搬入確認登録を行う前に混載親B/L情報と混載子B/L情報の関連付けが行われている場合は、搬入確認登録により混載仕分確認登録を兼ねることとなる。

(3) 搬入確認登録又は混載仕分け確認登録手続

搬入確認登録又は混載仕分確認登録については貨物の種類ごとの手続業務は次のとおりとする。

(1) 船舶から直接船卸された貨物		
	コンテナを船舶から直接船卸により搬入した場合。	第1章第3節1（船卸確認登録）参照

(2) 輸入貨物及び仮陸揚貨物 (バラ貨物又はコンテナ貨物からデバンニングした貨物の場合。) (蔵入承認併せ運送承認、移入承認併せ運送承認、総保入承認併せ運送承認又は展示等承認併せ運送承認に係る貨物の搬入の場合を除く。)	
イ 貨物情報が登録されている運送貨物を搬入した場合(搬入時に混載仕分確認登録をする場合を含む。) (イ) 保税運送貨物。 (ロ) 包括保税運送承認に係る個別運送貨物。 (ハ) ボートノートのみで運送された貨物。 (ニ) その他保税運送承認を要しない運送貨物。	この節 4 (搬入確認登録 (保税運送貨物)) 参照
ロ 蔵置中の混載仕分確認登録。	この節 4 (搬入確認登録 (保税運送貨物)) 参照
ハ 貨物情報が登録されていない貨物を搬入した場合。	この節 5 (システム外搬入確認 (輸入貨物)) 参照
(3) 輸出貨物及び積戻し貨物	
イ 運送された未通関積戻し貨物を搬入した場合。	この節 4 (搬入確認登録 (保税運送貨物)) 参照
ロ 申告前の貨物を搬入した場合。	この節 6 (搬入確認登録 (輸出未通関)) 参照
ハ 許可済貨物を搬入した場合。	この節 7 (搬入確認登録 (輸出許可済)) 参照
ニ 貨物情報が登録されていない許可済貨物を搬入した場合。	この節 8 (システム外搬入確認 (輸出許可済)) 参照
(4) コンテナ貨物	
イ 輸出入コンテナを搬入した場合。	この節 9 (C Y 搬入確認登録) 参照
ロ 貨物情報が登録されていない輸入貨物又は仮陸揚貨物を内蔵したコンテナを搬入した場合。	この節 10 (システム外 C Y 搬入確認 (コンテナ単位)) 及び 11 (システム外 C Y 搬入確認 (B / L 単位)) 参照
ハ 貨物情報が登録されていない輸入貨物又は仮陸揚貨物を内蔵したコンテナを一括搬入する場合。	この節 13 (システム外 C Y 搬入確認 (コンテナ単位) (事前登録)) から 14 (システム外 C Y 搬入確認 (一括搬入)) 参照

(5) 蔵入承認併せ運送承認、移入承認併せ運送承認、総保入承認併せ運送承認又は展示等承認併せ運送承認に係る貨物		
イ 蔵入承認済貨物の貨物管理を行う蔵置場への搬入の場合		
(イ) 貨物情報が登録されている場合		この節 4（搬入確認登録（保税運送貨物））参照
(ロ) 貨物情報が登録されていない場合		
A 蔵入承認併せ運送承認に係る貨物の搬入の場合		この節 5（システム外搬入確認（輸入貨物））参照
B 移入承認併せ運送承認、総保入承認併せ運送承認又は展示等承認併せ運送承認に係る貨物の搬入の場合		この節 15（蔵入等貨物搬入確認）参照
ロ 蔵入承認済貨物の貨物管理を行う蔵置場以外への搬入の場合		
(イ) 貨物情報が登録されている場合		この節 15（蔵入等貨物搬入確認）参照 なお、(イ)は、この節 4（搬入確認登録（保税運送貨物））での実施も可能
(ロ) 貨物情報が登録されていない場合		

(4) 搬入年月日の入力について

搬入確認登録の際に入力された搬入年月日が業務実施日から 7 日以上の前日である場合は、注意喚起メッセージが出力されることから、入力内容が正しいか再度確認を行うこと。

搬入年月日の入力に誤りがあった場合には、この章第 6 節 2 (輸入貨物及び仮陸揚貨物の貨物情報の訂正) 又はこの章第 6 節 3 (輸出貨物及び積戻し貨物の貨物情報の訂正) により搬入年月日を訂正入力する。

2 搬入手続の概要

(1) 輸入貨物及び仮陸揚貨物の搬入等の場合

イ 貨物情報が登録されている運送貨物の搬入確認登録及び混載仕分確認登録

(イ) 運送貨物の搬入確認登録

倉主等は、保税運送承認等（蔵入承認併せ運送承認、移入承認併せ運送承認、総保入承認併せ運送承認及び展示等承認併せ運送承認を除く。）により到着した輸入貨物及び仮陸揚貨物であり、貨物情報が登録されている貨物（コンテナ貨物にあっては、デバンニングした貨物に限る。）を搬入した場合は、「搬入確認登録（保税運送貨物）」業務（業務コード：B I A）を利用して搬入確認登録を行う。

この場合の搬入確認登録は、「運送承認番号」又は「コンテナ番号」をもって、複数の貨物の搬入確認登録をまとめて行うことができるが、貨物に事故がある場合又は危険貨物の場合は、「B/L 番号（C T-B/L 番号を含む。）」ごとに搬入確認登録を行う。

(ロ) 混載仕分確認登録

前記(イ)（運送貨物の搬入確認登録）の場合において、到着した貨物が混載貨物であり、この章第 1 節（混載貨物関係手続）により混載親 B/L の情報と混載子 B/L の情報との関連付けが行われている場合は、システムに登録されている混載子 B/L の情報と到着した貨物を対査した後に搬入確認登録を行う。

この場合には、搬入確認登録により混載仕分確認を兼ねることとなる。この時点以降のシステムによる貨物管理は、混載親B／Lではなく、混載子B／Lにより行うこととなる。

ただし、搬入確認登録の時点までにこの章第1節（混載貨物関係手続）による混載親B／Lの情報と混載子B／Lの情報との関連付けが行われていない場合は、混載仕分確認登録を兼ねることなく、システム上混載子B／Lを無視した形での搬入確認登録となることから、搬入後に当該関連付けを行い、改めて後記(4)（搬入確認後の混載仕分確認登録）により「ハウスB／L貨物確認登録」業務（業務コード：CTS）を利用して、混載仕分確認登録を行う。

混載仕分確認登録は混載親B／Lにより、複数の混載子B／Lの混載仕分確認登録をまとめて行うことができる。

なお、混載子B／L番号により搬入確認登録を行った場合は、再度、混載親B／L番号単位又は保税運送承認番号単位若しくはコンテナ番号単位での搬入確認登録等を行う必要がある。

また、混載子B／L番号により混載仕分確認登録を行った場合は、再度、混載親B／L番号での搬入確認登録を行う必要がある。

混載親B／L番号又は保税運送承認番号単位若しくはコンテナ番号単位での搬入確認登録が行われるまでは、混載親B／Lの情報に混載子B／Lの情報を追加して関連付けを行うことができる（混載仕分けについての詳細は、この章第1節（混載貨物関係手続）を参照すること。）。
ロ 貨物情報が登録されていない運送貨物の搬入確認登録

倉主等は、貨物情報が登録されていない輸入貨物及び仮陸揚貨物（バラ貨物又はコンテナからデバンニングした貨物に限る。）を搬入した場合は、「システム外搬入確認（輸入貨物）」業務（業務コード：BIB）を利用して搬入確認登録を行う。これにより、貨物情報が登録され、システムによる貨物管理が可能となる。

(2) 輸出貨物及び積戻し貨物の搬入の場合

イ 許可前貨物を搬入した場合

倉主等は、輸出しようとする貨物、未通関積戻し貨物、特定輸出貨物、特定委託輸出貨物又は特定製造貨物を搬入した場合（バラ貨物に限る。）は、「搬入確認登録（輸出未通関）」業務（業務コード：BIC）を利用して輸出管理番号単位に搬入確認情報をシステムに登録する。

ただし、この場合の搬入確認登録は、この章第2節1（輸出貨物情報の登録）により貨物情報が登録されている貨物に限る。

また、貨物情報がシステムに登録されていない未通関積戻し貨物については、貨物情報が登録されるまでの間はマニュアルの方法により貨物管理を行い、貨物情報がシステムに登録された後、速やかに搬入確認情報をシステムに登録する。

なお、システム参加保税地域等に蔵置されていた未通関積戻し貨物が、保税運送され到着した場合は、この節4（搬入確認登録（保税運送貨物））により「搬入確認登録（保税運送貨物）」業務（業務コード：BIA）を利用して搬入確認情報をシステムに登録する。

ロ 貨物情報がシステムに登録されている許可済貨物を搬入する場合

貨物情報がシステムに登録されている輸出許可済貨物又は積戻し許可済貨物を搬入した場合

(バラ貨物に限る。)、倉主等は、「搬入確認登録（輸出許可済）」業務（業務コード：B I D）を利用して搬入確認情報をシステムに登録する。

ただし、特例輸出貨物について、システム参加保税地域において搬入確認情報をシステムに登録する場合は、「搬入確認登録（輸出未通関）」業務（業務コード：B I C）を利用して搬入確認情報をシステムに登録する。

他のシステム参加保税地域等での搬出確認登録（この章第4節2(2)（輸出許可済貨物及び積戻し許可済貨物を搬出する場合）参照）の際にシステムから払い出された搬出番号をもって、複数の貨物の搬入確認登録を一括して行うことができるが、貨物に事故がある場合は輸出管理番号単位に搬入確認情報をシステムに登録する。

ハ 貨物情報が登録されていない許可済貨物を搬入した場合

貨物情報が登録されていない輸出許可済貨物又は積戻し許可済貨物を搬入した場合（バラ貨物に限る。）、倉主等は、「システム外搬入確認（輸出許可済）」業務（業務コード：B I E）を利用して搬入確認情報をシステムに登録する。これにより、貨物情報がシステムに登録された上で輸出管理番号が払い出され、システムによる貨物管理が可能となる。倉主等は、輸出許可書等の下部余白等に当該番号の先頭に「B I E」と記載する。

(3) コンテナの搬入の場合

イ 輸出入コンテナを搬入した場合

倉主等は、輸出入コンテナ（貨物を内蔵しているか否かを問わない。）を搬入した場合は、「C Y 搬入確認登録」業務（業務コード：C Y A）を利用して搬入確認登録を行う（後記ロ（貨物情報が登録されていない輸入貨物又は仮陸揚貨物を内蔵したコンテナを搬入した場合）又は後記ハ（貨物情報が登録されていない輸入貨物又は仮陸揚貨物を内蔵したコンテナを一括搬入する場合）の場合を除く。）。

ロ 貨物情報が登録されていない輸入貨物又は仮陸揚貨物を内蔵したコンテナを搬入した場合

倉主等は、貨物情報が登録されていない輸入貨物又は仮陸揚貨物を内蔵したコンテナを搬入した場合は、「システム外C Y 搬入確認（コンテナ単位）」業務（業務コード：C Y B）又は「システム外C Y 搬入確認（B / L 単位）」業務（業務コード：C Y D）を利用して、必ず搬入確認登録を行うものとする。これにより、貨物情報が登録され、システムによる貨物管理が可能となる。

ハ 貨物情報が登録されていない輸入貨物又は仮陸揚貨物を内蔵したコンテナを一括搬入する場合

倉主等は、貨物情報が登録されていない輸入貨物又は仮陸揚貨物を内蔵したコンテナの一括搬入をする場合は、「システム外C Y 搬入確認（B / L 単位）（事前登録）」業務（業務コード：C Y D 0 1）を利用して事前登録を行う。

コンテナを搬入した場合は、「システム外C Y 搬入確認（一括搬入）」業務（業務コード：C Y E）を利用して一括搬入確認登録を行う。

なお、船舶からの場合は、卸コンテナリスト及び仮陸揚届は別途提出する。

3 枝番処理

「システム外搬入確認（輸入貨物）」業務等を利用して搬入確認登録を行う場合に、既に同一の貨物管理番号が使用されていることにより搬入確認登録ができない場合は、下表の順序に従い、貨物管理番号に枝番を付し登録する。

なお、枝番を付した場合は、当該貨物管理番号について、システムを使用して後続業務を実施する通関業者等に、当該貨物管理番号に枝番が付されている旨を連絡する。

順序	枝番	順序	枝番	順序	枝番	順序	枝番	順序	枝番
1	W	5	WW	9	XW	13	YW	17	ZW
2	X	6	WX	10	XX	14	YX	18	ZX
3	Y	7	WY	11	XY	15	YY	19	ZY
4	Z	8	WZ	12	XZ	16	YZ	20	ZZ

4 搬入確認登録（保税運送貨物）

(1) 業務対象

「搬入確認登録（保税運送貨物）」業務（業務コード：B I A）は、貨物情報が登録されている輸入貨物、仮陸揚貨物、未通関積戻し貨物、蔵入承認併せ運送承認貨物、移入承認併せ運送承認貨物、総保入承認併せ運送承認貨物及び展示等承認併せ運送承認貨物について次の登録を対象とする。

イ 運送された貨物の搬入確認登録（バラ貨物又はコンテナからデバンニングした貨物の搬入確認登録に限る。）

(イ) 保税運送承認等により運送され到着した貨物（注）

(ロ) 包括保税運送承認に係る個別運送により到着した貨物

(ハ) 船側からボートノートのみで運送され到着した貨物（他所蔵置場所への運送を除く。）

(ニ) 保税運送承認を要しない運送により到着した貨物

（注）蔵入承認併せ運送承認貨物（蔵入承認済貨物の貨物管理を行うシステム参加保税地域を除く。）、移入承認併せ運送承認貨物、総保入承認併せ運送承認貨物又は展示等承認併せ運送承認貨物については、搬入確認登録は可能であるが、貨物情報は削除されるためシステムでの貨物管理はできない。

ロ 混載仕分確認登録

この章第1節（混載貨物関係手続）により、搬入後に混載親B／Lと混載子B／Lとの関連付けが行われた貨物の混載仕分確認登録（ただし、当該関連付けが搬入までに行われた場合は、搬入確認登録により混載仕分確認登録を兼ねるが、関連付けが行われていない場合は、後記(4)（搬入確認後の混載仕分確認登録）により「ハウスB／L貨物確認登録」業務（業務コード：C T S））を利用して、混載仕分確認登録を行う。

(2) 登録の方法

「搬入確認登録（保税運送貨物）」業務（業務コード：B I A）を利用して、次の事項を入力し送信する。

[1] 搬入年月日（「搬入日時＊」欄左）

搬入年月日を西暦（8桁）で必須入力する。

[2] 搬入時刻（「搬入日時＊」欄右）

搬入時刻を 24 時間制（4 桁）で入力する。

[3] 搬入確認（混載仕分確認）単位識別（「搬入識別＊」欄）

次の区分に応じたコードを必須入力する。

区 分	コード	搬入確認する番号
保税運送申告番号又は個別運送管理番号をもって、一括して搬入確認登録を行う場合。	A	保税運送申告番号又は個別運送管理番号
コンテナ番号をもって、一括して搬入確認登録を行う場合。	B	コンテナ番号
混載親 B／L 番号をもって、一括して搬入確認登録又は混載仕分確認登録を行う場合。	C	混載親 B／L 番号
混載貨物でない貨物（混載親 B／L と混載子 B／L の関連付けが行われていない貨物）を個別に搬入確認登録を行う場合。		B／L 番号、 C T－B／L 番号、 又は輸出管理番号
混載子 B／L を個別に搬入確認登録又は混載仕分確認登録を行う場合。		混載子 B／L 番号
蔵入承認併せ運送承認貨物、移入承認併せ運送承認貨物、総保入承認併せ運送承認貨物及び展示等承認併せ運送承認貨物搬入確認登録の場合。		B／L 番号、 C T－B／L 番号
ボートノートのみによる運送貨物、揚地せん議有の保税運送承認貨物又は船側から他所蔵置場所へ発送される保税運送承認貨物の搬入確認登録の場合。	D	B／L 番号
コンテナ検査による転送された貨物の搬入確認登録の場合。	E	輸入申告番号

[4] 搬入確認蔵置場（「搬入蔵置場」欄）

搬入確認蔵置場が入力者の管理する保税地域である場合は入力を要しない。

※ 以下 [5] から [16] までの項目は、最大 20 欄まで繰り返し入力することができる。

[5] 搬入確認する番号（「番号」欄）

「搬入識別＊」欄の入力内容に応じ、搬入確認する番号を必須入力する。

[6] 到着個数（「到着個数」欄左）

「搬入識別＊」欄に「C」又は「D」を入力した場合は、到着個数を必須入力する。

「搬入識別＊」欄に「C」を入力し、かつ、デバンニング結果、未積載などで到着個数を確認できない場合は、「0」を入力する。

[7] 個数単位コード（「到着個数」欄右）

個数の単位を個数単位（包装種類）コード（「業務コード集」参照）で入力する。

「到着個数」欄に「0」を入力した場合は、入力不可。

[8] 重量（「重量」欄左）

「搬入識別＊」欄に「D」を入力した場合は、貨物の重量を必須入力する。

なお、小数点以下第 3 位まで入力することができる。

[9] 重量単位コード（「重量」欄右）

「搬入識別＊」欄に「D」を入力した場合は、重量の単位を数量単位コード（総重量及び総容積）（「業務コード集」参照）で必須入力する。

[10] 容積（「容積」欄左）

「搬入識別＊」欄に「D」を入力した場合は、貨物の容積を必須入力する。
なお、小数点以下第3位まで入力することができる。

[11] 容積単位コード（「容積」欄右）

「搬入識別＊」欄に「D」を入力した場合は、容積の単位を数量単位コード（総重量及び総容積）（「業務コード集」参照）で必須入力する。

[12] 危険貨物等コード（「危険貨物」欄）

「搬入識別＊」欄に「C」又は「D」を入力し、かつ、搬入確認する貨物が特殊貨物等の場合は、SPC（特殊貨物）コード（「業務コード集」参照）を入力する。

[13] 記号番号（「記号番号」欄）

「搬入識別＊」欄に「C」又は「D」を入力した場合は、貨物の記号及び番号を入力する。

[14] 事故税関通知識別コード（「通知識別」欄）

「搬入識別＊」欄に「C」又は「D」を入力し、かつ、到着貨物に事故がある場合は、次の区分に応じたコードを必須入力する。

区 分	コード
税関へ通知を要する	Z
税関へ通知を要しない	M

※ [15] の項目は、最大5欄まで繰り返し入力することができる。

[15] 事故コード（「事故」欄）

「搬入識別＊」欄に「C」又は「D」を入力した場合であって、「通知識別」欄に「Z」を入力した場合は、事故種別コード（「業務コード集」参照）を必須入力する。

[16] 記事（「記事」欄）

「搬入識別＊」欄に「C」又は「D」を入力した場合であって、到着貨物にリマーク等特記事項がある場合は、入力する。

(3) 出力情報

前記(2)（登録の方法）により搬入確認情報がシステムに登録された場合は、次の情報がそれぞれ配信される。

出力情報	出力情報コード	出力条件	配信先
危険貨物等通知 情報	S A S 0 0 1 0	税関へ通知を要する危険貨物等が搬入された場合。	税関 (保税担当部門)

出力情報	出力情報コード	出力条件	配信先
事故貨物通知情報	S A S 0 0 2 1	次のいずれかの条件に該当する場合。 ① 税関へ通知を要する事故貨物が搬入された場合。 ② 運送期間を経過した場合。 ③ 保税運送承認個数と搬入個数に差異がある(ボートノート運送又は揚地せん議有の保税運送の場合は除く。) 場合。	税関 (保税担当部門) 当該保税地域を到着地とする運送を登録した利用者 (搬入確認登録の場合のみ)
他所蔵置搬入通知情報	S A S 0 0 6 0	他所蔵置場所に貨物が搬入確認された場合。	他所蔵置場所を管轄する税関 (保税担当部門)
搬入時自動起動取消通知情報	S A S 0 0 3 0	既に搬入時申告(輸入申告等、保税運送申告又は特定保税運送)又は包括保税運送承認に係る個別運送情報登録の搬入時自動起動の旨が登録されている貨物について、次のいずれかの条件に該当する場合。 ① 税関へ通知を要する事故貨物が搬入された場合。 ② 運送個数と搬入個数に差異がある(ボートノート運送又は揚地せん議有の保税運送の場合は除く。) 場合。	自動起動する旨を登録した利用者
搬入通知情報	S A S 0 0 7 0	次の条件を全て満たす場合。 ① 入力者が通関業、海貨業の場合。 ② 入力された搬入確認蔵置場がシステム参加保税地域である場合。	搬入先の保税地域

(4) 搬入確認登録後の混載仕分確認登録

「搬入確認登録(保税運送貨物)」業務(業務コード: B I A)後、蔵置中の混載仕分確認情報をシステム登録する場合は、「ハウスB/L貨物確認登録」業務(業務コード: C T S)を利用し、次の事項を入力して送信する。

次の事項を入力し送信する。

[1] 混載仕分確認識別(「混載仕分確認識別*」欄)

次の区分に応じたコードを必須入力する。

区 分	コード
一括混載仕分確認	I
個別混載仕分確認	K

[2] 混載仕分終了識別(「混載仕分終了識別」欄)

「混載仕分確認識別*」欄に「K」(個別混載仕分確認)を入力し、かつ、混載親B/Lに係る全ての混載子B/L情報の混載仕分が終了した場合は、「E」を入力する。

※ 以下[3]から[14]までの項目は、最大20欄まで繰り返し入力することができる。

[3] B/L 番号（「B/L 番号」欄）

「混載仕分確認識別＊」欄に「I」を入力した場合は、混載親 B/L 番号を必須入力する。また、「混載仕分確認識別＊」欄に「K」を入力した場合は、混載子 B/L 番号を必須入力する。

[4] 個数（「個数」欄左）

「混載仕分確認識別＊」欄に「K」（個別混載仕分確認）を入力した場合であって、個数に誤りがある場合は、個数を入力する。

「0」は入力不可。

[5] 個数単位コード（「個数」欄右）

「個数」欄左を入力した場合は、個数の単位を個数単位（包装種類）コード（「業務コード集」参照）で入力する。

[6] 重量（「重量」欄左）

個別混載仕分確認の場合であって混載子 B/L 情報の重量に誤りがある場合は、訂正重量を入力する。

なお、小数点以下第 3 位まで入力することができる。

[7] 重量単位コード（「重量」欄右）

「重量」欄左を入力した場合は、重量の単位を数量単位コード（総重量及び総容積）（「業務コード集」参照）で必須入力する。

[8] 容積（「容積」欄左）

「混載仕分確認識別＊」欄に「K」（個別混載仕分確認）を入力した場合であって、容積に誤りがある場合は、容積を入力する。

なお、小数点以下第 3 位まで入力することができる。

[9] 容積単位コード（「容積」欄右）

「容積」欄左を入力した場合は、容積の単位を数量単位コード（総重量及び総容積）（「業務コード集」参照）で必須入力する。

[10] 危険貨物等コード（「危険貨物」欄）

「混載仕分確認識別＊」欄に「K」（個別混載仕分確認）を入力した場合であって、特殊貨物等の場合は、SPC（特殊貨物）コード（「業務コード集」参照）を入力する。

[11] 記号番号（「記号番号」欄）

「混載仕分確認識別＊」欄に「K」（個別混載仕分確認）を入力した場合は、貨物の記号及び番号を入力する。

[12] 事故税関通知識別コード（「通知識別」欄）

「混載仕分確認識別＊」欄に「K」（個別混載仕分確認）を入力した場合であって、事故がある場合は、次の区分に応じたコードを入力する。

区 分	コード
税関へ通知を要する場合	Z
税関へ通知を要しない場合	M

※ [13] の項目は、最大 5 欄まで繰り返し入力することができる。

[13] 事故コード（「事故」欄）

「混載仕分確認識別＊」欄に「K」（個別混載仕分確認）を入力した場合であって、

「通知識別」欄に「Z」を入力した場合は、事故種別コード（「業務コード集」参照）を必須入力する。

[14] 記事（「記事」欄）

「混載仕分確認識別＊」欄に「K」（個別混載仕分確認）を入力した場合であって、リマーク等特記事項を入力する。

(5) 出力情報

前記(4)（搬入確認登録後の混載仕分確認登録）により混載仕分確認情報をシステムに登録した場合は、次の情報がそれぞれ配信される。

出力情報	出力情報コード	出力条件	配信先
危険貨物等通知情報	S A S 0 0 1 0	税関へ通知を要する危険貨物等が混載仕分確認された場合。	税関 (保税担当部門)
事故貨物通知情報	S A S 0 0 2 1	税関へ通知を要する事故貨物が混載仕分確認された場合。	税関 (保税担当部門)
他所蔵置搬入通知情報	S A S 0 0 6 0	他所蔵置場所に貨物が混載仕分確認された場合。	他所蔵置場所を管轄する税関 (保税担当部門)
搬入時自動起動取消通知情報	S A S 0 0 3 0	次のいずれかの条件に該当する場合で、既に搬入時自動起動の旨が登録されている場合。 ① 税関へ通知を要する事故貨物が混載仕分確認された場合。 ② 個数と到着個数に差異がある場合。	自動起動する旨に登録した利用者

5 システム外搬入確認（輸入貨物）

(1) 業務対象

貨物情報が登録されていない輸入貨物、仮陸揚貨物及び蔵入承認併せ運送承認貨物（蔵入承認済貨物の貨物管理を行う蔵置場への搬入の場合）、又はこの章第7節1(1)ロ（貨物情報がシステムに登録されていない場合）により登録された貨物についての搬入確認登録（バラ貨物又はコンテナからデバンニングした貨物に限る。）の手続きは、「システム外搬入確認（輸入貨物）」業務（業務コード：B I B）を利用して行う。

なお、当該業務にて蔵入承認番号を入力し送信することで、貨物が到着した旨がシステムに登録されるが、留意事項は以下のとおり。

イ 誤った蔵入承認番号を入力し送信した場合

貨物が到着した旨がシステムに登録されないため、別途「蔵入等貨物搬入確認」業務（業務コード：B A S）を行う。

ロ 蔵入承認番号に複数のB／L番号が紐づく場合

あらかじめ「蔵入等貨物搬入確認」業務（業務コード：B A S）を実施した後でなければ、当該業務を実施できない。

(2) 登録の方法

「システム外搬入確認（輸入貨物）」業務（業務コード：B I B）を利用して、次の事項を入力し送信する。

[1] B／L 番号（「B／L 番号＊」欄）

先頭 4 桁に船会社コード（「業務コード集」参照）を入力し、その後にオリジナルの B／L 番号を必須入力する。

B／L 番号が不明等の場合は、先頭 4 桁に「O T H O」を入力し、その後に保税運送承認番号を入力する。

「,」（カンマ）の入力が必要になった場合は、「.」（ピリオド）に変えて入力する。

[2] 保税運送承認番号等（「保税運送承認番号等＊」欄）

保税運送承認番号又はボートノート番号等を必須入力する。

[3] 搬入年月日（「搬入日時＊」欄左）

搬入年月日を西暦（8 桁）で必須入力する。

[4] 搬入時刻（「搬入日時＊」欄右）

搬入時刻を 24 時間制（4 桁）で入力する。

[5] 搬入確認蔵置場（「搬入場所」欄）

搬入確認蔵置場が入力者の管理する保税地域である場合は入力を要しない。

他所蔵置場所への搬入の場合は、入力者が許可を受けた他所蔵置場所コードを必須入力する。

[6] 船舶コード（「船舶＊」欄左）

積載船舶の信号符字（コールサイン）を必須入力する。

信号符字がシステムに登録されていない場合は、「9999」を必須入力する。

[7] 積載船名（「船舶＊」欄右）

信号符字がシステムに登録されていない場合は、積載船名を必須入力する。

[8] 仮陸揚識別（「仮陸揚識別」欄）

仮陸揚貨物の場合は「28」（仮陸揚）を入力する。

[9] 船卸港コード（「船卸港＊」欄）

船卸港（仮陸揚貨物の場合は仮陸揚港）を国連 L O C O D E（「業務コード集」参照）で必須入力する。

[10] 入港年月日（「入港日＊」欄）

入港年月日（不明の場合は搬入年月日）を西暦（8 桁）で必須入力する。

[11] 積出地コード（「積出地＊」欄）

積出地を国連 L O C O D E（「業務コード集」参照）で必須入力する。

[12] 最終仕向地コード（「最終仕向地」欄左）

仮陸揚貨物の場合は、最終仕向地を国連 L O C O D E（「業務コード集」参照）で入力する。

[13] 最終仕向地名（「最終仕向地」欄右）

最終仕向地コードがシステムに登録されていない場合は、最終仕向地名を必須入力する。

[14] 荷送人コード（「荷送人」欄）

輸出入者コードを有する荷送人の場合は、輸出入者コードを入力する。

なお、輸出入者コードを有しない荷送人の場合は、入力を要しない。

[15] 荷送人名（「荷送人名称」欄）

次のいずれかに該当する場合は荷送人名を必須入力する。

① 荷送人名、荷送人住所及び荷送人電話番号を分割して入力できない場合。

② 「荷送人」欄で荷送人コードを入力しなかった場合。

③ 「荷送人」欄に関連付けのない法人番号を入力した場合。

[16] 荷送人住所（連続入力）（「荷送人住所」欄）

「荷送人」欄で荷送人コードを入力しなかった場合又は関連付けのない法人番号を入力した場合は、荷送人の住所を入力する。

「荷送人住所 St. 1」欄から「荷送人住所 Country-sub」欄を入力する場合は、入力不可。

[17] 荷送人住所 1 / 4（「荷送人住所 St. 1」欄）

「荷送人」欄で荷送人コードを入力しなかった場合又は関連付けのない法人番号を入力した場合は、荷送人の住所（Street and number/P. O. Box）を入力する。

「荷送人」欄で荷送人コードを入力した場合（関連付けのない法人番号を入力した場合を除く。）であっても、システムに登録されている荷送人の住所と異なる場合は、当該住所(Street and number/P. O. BOX)を入力する。

「荷送人住所」欄を入力した場合は、入力不可。

[18] 荷送人住所 2 / 4（「荷送人住所 St. 2」欄）

「荷送人」欄で荷送人コードを入力しなかった場合又は関連付けのない法人番号を入力した場合は、荷送人の住所（Street and number/P. O. Box）を入力する。

「荷送人」欄で荷送人コードを入力した場合（関連付けのない法人番号を入力した場合を除く。）であっても、システムに登録されている荷送人の住所と異なる場合は、当該住所(Street and number/P. O. BOX)を入力する。

「荷送人住所」欄を入力した場合は、入力不可。

[19] 荷送人住所 3 / 4（「荷送人住所 City」欄）

「荷送人」欄で荷送人コードを入力しなかった場合又は関連付けのない法人番号を入力した場合は、荷送人の住所（City Name）を入力する。

「荷送人」欄で荷送人コードを入力した場合（関連付けのない法人番号を入力した場合を除く。）であっても、システムに登録されている荷送人の住所と異なる場合は、当該住所(City Name)を入力する。

「荷送人住所」欄を入力した場合は、入力不可。

[20] 荷送人住所 4 / 4（「荷送人住所 Country-sub」欄）

「荷送人」欄で荷送人コードを入力しなかった場合又は関連付けのない法人番号を入力した場合は、荷送人の住所（Country sub-entity, name）を入力する。

「荷送人」欄で荷送人コードを入力した場合（関連付けのない法人番号を入力した場合を除く。）であっても、システムに登録されている荷送人の住所と異なる場合は、当該住所(Country sub-entity, name)を入力する。

「荷送人住所」欄を入力した場合は、入力不可。

[21] 荷送人郵便番号（「荷送人 Postcode」欄）

「荷送人」欄で荷送人コードを入力しなかった場合又は関連付けのない法人番号を入力した場合は、荷送人の郵便番号を入力する（区切り符号は入力しない。）。

「荷送人」欄で荷送人コードを入力した場合（関連付けのない法人番号を入力した場合を除く。）であっても、システムに登録されている荷送人の郵便番号と異なる場合は、当該郵便番号(Postcode)を入力する（区切り符号は入力しない。）。

荷送人の国に郵便番号が存在しない場合は、入力を要しない。

[22] 荷送人国名コード（「荷送人 Country」欄）

「荷送人」欄で荷送人コードを入力しなかった場合又は関連付けのない法人番号を入力した場合は、荷送人の国を国名コード（「業務コード集」参照）で入力する。

「荷送人」欄で荷送人コードを入力した場合（関連付けのない法人番号を入力した場合を除く。）であっても、システムに登録されている荷送人の国の国名コードと異なる場合は入力する。

[23] 荷送人電話番号（「荷送人電話番号」欄）

「荷送人」欄で荷送人コードを入力しなかった場合又は関連付けのない法人番号を入力した場合は、荷送人の電話番号を市外局番から入力する（区切り符号は入力しない。）。

[24] 荷受人コード（「荷受人」欄）

輸出入者コードを有する荷受人の場合は、輸出入者コードを入力する。

なお、輸出入者コードを有しない荷受人の場合は、入力を要しない。

[25] 荷受人名（「荷受人名称」欄）

次のいずれかに該当する場合は荷受人名を必須入力する。

① 荷受人名、荷受人住所及び荷受人電話番号を分割して入力できない場合。

② 「荷受人」欄で荷受人コードを入力しなかった場合。

③ 「荷受人」欄に関連付けのない法人番号を入力した場合。

[26] 荷受人住所（連続入力）（「荷受人住所」欄）

「荷受人」欄で荷受人コードを入力しなかった場合又は関連付けのない法人番号を入力した場合は、荷受人の住所を入力する。

「荷受人住所 St. 1」欄から「荷受人住所 Country-sub」欄を入力する場合は、入力不可。

[27] 荷受人住所 1 / 4（「荷受人住所 St. 1」欄）

「荷受人」欄で荷受人コードを入力しなかった場合又は関連付けのない法人番号を入力した場合は、荷受人の住所（Street and number/P. O. Box）を入力する。

「荷受人」欄で荷受人コードを入力した場合（関連付けのない法人番号を入力した場合を除く。）であっても、システムに登録されている荷受人の住所と異なる場合は、当該住所(Street and number/P. O. BOX)を入力する。

「荷受人住所」欄を入力した場合は、入力不可。

[28] 荷受人住所 2 / 4（「荷受人住所 St. 2」欄）

「荷受人」欄で荷受人コードを入力しなかった場合又は関連付けのない法人番号を入力した場合は、荷受人の住所（Street and number/P. O. Box）を入力する。

「荷受人」欄で荷受人コードを入力した場合（関連付けのない法人番号を入力した場合を除く。）であっても、システムに登録されている荷受人の住所と異なる場合は、当該住所(Street and number/P. O. BOX)を入力する。

「荷受人住所」欄を入力した場合は、入力不可。

[29] 荷受人住所 3 / 4 （「荷受人住所 City」欄）

「荷受人」欄で荷受人コードを入力しなかった場合又は関連付けのない法人番号を入力した場合は、荷受人の住所（City Name）を入力する。

「荷受人」欄で荷受人コードを入力した場合（関連付けのない法人番号を入力した場合を除く。）であっても、システムに登録されている荷受人の住所と異なる場合は、当該住所(City Name)を入力する。

「荷受人住所」欄を入力した場合は、入力不可。

[30] 荷受人住所 4 / 4 （「荷受人住所 Country-sub」欄）

「荷受人」欄で荷受人コードを入力しなかった場合又は関連付けのない法人番号を入力した場合は、荷受人の住所（Country sub-entity, name）を入力する。

「荷受人」欄で荷受人コードを入力した場合（関連付けのない法人番号を入力した場合を除く。）であっても、システムに登録されている荷受人の住所と異なる場合は、当該住所(Country sub-entity, name)を入力する。

「荷受人住所」欄を入力した場合は、入力不可。

[31] 荷受人郵便番号（「荷受人 Postcode」欄）

「荷受人」欄で荷受人コードを入力しなかった場合又は関連付けのない法人番号を入力した場合は、荷受人の郵便番号を入力する（区切り符号は入力しない。）。

「荷受人」欄で荷受人コードを入力した場合（関連付けのない法人番号を入力した場合を除く。）であっても、システムに登録されている荷受人の郵便番号と異なる場合は、当該郵便番号(Postcode)を入力する（区切り符号は入力しない。）。

[32] 荷受人国名コード（「荷受人 Country」欄）

「荷受人」欄で荷受人コードを入力しなかった場合又は関連付けのない法人番号を入力した場合は、荷受人の国を国名コード（「業務コード集」参照）で入力する。

[33] 荷受人電話番号（「荷受人電話番号」欄）

「荷受人」欄で荷受人コードを入力しなかった場合又は関連付けのない法人番号を入力した場合は、荷受人の電話番号を市外局番から入力する（区切り符号は入力しない。）。

[34] 品名（「品名＊」欄）

貨物の品名を必須入力する。

[35] 代表品目番号（「品目番号」欄）

HSコード（4桁）を入力する。

[36] 記号番号（「記号番号＊」欄）

貨物の記号及び番号を必須入力する。

[37] 発送個数（「発送個数」欄）

保税運送承認書等の個数と到着個数に差異がある場合は、保税運送承認書等の個数を入力する。

[38] 到着個数（「到着個数＊」欄左）

到着個数を必須入力する。

なお、個数により入力することができない場合は、「1」を入力する。

[39] 個数単位コード（「到着個数＊」欄右）

個数の単位を包装種類コード（「業務コード集」参照）で必須入力する。

[40] 総重量（「総重量＊」欄左）

総重量を必須入力する。

なお、小数点以下第3位まで入力することができる。

[41] 重量単位コード（「総重量＊」欄右）

重量の単位を重量単位コード（総重量及び総容積）（「業務コード集」参照）で必須入力する。

[42] ネット重量（「ネット重量」欄左）

ネット重量を入力する。

なお、小数点以下第3位まで入力することができる。

[43] 重量単位コード（「ネット重量」欄右）

「ネット重量」欄左を入力した場合は、重量の単位を重量単位コード（総重量及び総容積）（「業務コード集」参照）で必須入力する。

[44] 容積（「容積」欄左）

容積を入力する。

なお、小数点以下第3位まで入力することができる。

[45] 容積単位コード（「容積」欄右）

「容積」欄左を入力した場合は、容積の単位を重量単位コード（総重量及び総容積）（「業務コード集」参照）で必須入力する。

[46] 原産地コード（「原産地」欄）

原産地コードを国名コード（「業務コード集」参照）で入力する。

[47] 危険貨物等コード（「危険貨物」欄）

当該貨物が特殊貨物等の場合は、SPC（特殊貨物）コード（「業務コード集」参照）を入力する。

[48] 事故税関通知識別コード（「通知識別」欄）

貨物に事故がある場合は、次の区分に応じたコードを必須入力する。

区 分	コード
税関へ通知を要する	Z
税関へ通知を要しない	M

※ [49] の項目は、最大5欄まで繰り返し入力することができる。

[49] 事故コード（「事故」欄）

「通知識別」欄に「Z」を入力した場合は、事故種別コード（「業務コード集」参照）を必須入力する。

[50] 社内整理番号（「社内整理番号」欄）

社内整理番号を入力する。

[51] 記事（「記事」欄）

必要に応じ記事を入力する。

[52] 蔵入承認番号（「蔵入承認番号」欄）

貨物が蔵入承認済貨物の場合は、蔵入承認番号を必須入力する。

搬入確認蔵置場が蔵入承認済貨物の貨物管理を行う蔵置場としてシステムに登録されていない場合は、入力不可。

[53] 最初蔵入承認年月日（「当初蔵入承認日」欄）

「蔵入承認番号」欄を入力した場合は、最初に蔵入承認を受けた日を必須入力する。

[54] 蔵入期間延長期限日（「蔵入期間延長期限日」欄）

「蔵入承認番号」欄を入力した場合であって、貨物が蔵入期間延長を受けている場合は、その蔵入承認延長期限日を必須入力する。

(3) 出力情報

前記(2)（登録の方法）によりシステム外搬入確認を登録した場合は、次の情報が配信される。

出力情報	出力情報コード	出力条件	配信先
危険貨物等通知 情報	S A S 0 0 1 0	税関へ通知を要する危険貨物等が搬入された場合。	税関 (保税担当部門)
事故貨物通知情 報	S A S 0 0 2 1	次のいずれかの条件に該当する場合。 ① 税関へ通知を要する事故貨物が搬入された場合。 ② 運送個数と搬入個数に差異がある場合。	
搬入通知情報	S A S 0 0 7 0	次の条件を全て満たす場合。 ① 入力者が通関業、海貨業の場合。 ② 入力された搬入確認蔵置場がシステム参加保税地域である場合。	搬入先の保税地域
他所蔵置搬入通 知情報	S A S 0 0 6 0	他所蔵置場所に貨物が搬入確認された場合。	他所蔵置場所を管轄する税関 (保税担当部門)

6 搬入確認登録（輸出未通関貨物）

(1) 業務対象

「搬入確認登録（輸出未通関）」業務（業務コード：B I C）は、輸出しようとする貨物、未通関積戻し貨物又は特例輸出貨物を搬入した場合（バラ貨物に限る。）の搬入確認情報の登録を対象とする。

(2) 登録の方法

「搬入確認登録（輸出未通関）」業務（業務コード：B I C）を利用して、次の事項を入力し送信する。

[1] 輸出管理番号（「輸出管理番号＊」欄）

搬入する貨物の輸出管理番号を必須入力する。

[2] 搬入場所コード（「搬入場所」欄）

搬入場所の保税地域コード（「業務コード集」参照）を入力する。
搬入場所が入力者の管理する保税地域である場合は入力を要しない。

[3] 搬入年月日（「搬入日時＊」欄左）

搬入年月日を西暦（8桁）で必須入力する。

[4] 搬入時刻（「搬入日時＊」欄右）

搬入時刻を24時間制（4桁）で入力する。

[5] 搬入個数（「搬入個数＊」欄左）

貨物の搬入個数を必須入力する。
なお、個数により入力することができない場合は、「1」を入力する。

[6] 個数単位コード（「搬入個数＊」欄右）

搬入個数の単位を包装種類コード（「業務コード集」参照）で必須入力する。

[7] 危険貨物等コード（「危険貨物等」欄）

搬入する貨物が特殊貨物等の場合は、SPC（特殊貨物）コード（「業務コード集」参照）を入力する。

[8] 事故税関通知識別コード（「事故税関通知識別」欄）

搬入する貨物に事故がある場合は、次の区分に応じたコードを必須入力する。

区 分	コード
税関へ通知を要する	Z
税関へ通知を要しない	M

※ [9] の項目は、最大5欄まで繰り返し入力することができる。

[9] 事故コード（「事故」欄）

「事故税関通知識別」欄に「Z」を入力した場合は、事故種別コード（「業務コード集」参照）を必須入力する。

[10] 保税運送承認番号（「保税運送承認番号」欄）

未通関積戻し貨物の場合は、保税運送承認番号を必須入力する。

[11] ブッキング番号（「ブッキング番号」欄）

貨物のブッキング番号を入力する。

[12] 記事（「記事」欄）

必要に応じ記事を入力する。

(3) 出力情報

前記(2)（登録の方法）により輸出未通関貨物に係る搬入確認を登録した場合は、次の情報がそれぞれ配信される。

出力情報	出力情報コード	出力条件	配信先
危険貨物等通知情報	SAS0010	税関へ通知を要する危険貨物等が搬入された場合。	税関 (保税担当部門)
事故貨物通知情報	SAS0021	税関へ通知を要する事故貨物が搬入された場合。	

出力情報	出力情報コード	出力条件	配信先
他所蔵置搬入通知情報	S A S 0 0 6 0	他所蔵置場所に貨物が搬入確認された場合。	他所蔵置場所を管轄する税関 (保税担当部門)
搬入時自動起動取消通知情報	S A S 0 0 3 0	税関へ通知を要する事故貨物が搬入された場合で、既に搬入時自動起動の旨が登録されている場合。	自動起動の旨を登録した利用者
搬入通知情報	S A S 0 0 7 0	次の条件を全て満たす場合。 ① 入力者が通関業、海貨業の場合。 ② 入力された搬入確認蔵置場がシステム参加保税地域である場合。	搬入先の保税地域

7 搬入確認登録（輸出許可済貨物又は積戻し許可済貨物）

(1) 業務対象

「搬入確認登録（輸出許可済）」業務（業務コード：B I D）は、貨物情報がシステムに登録されている輸出許可済貨物又は積戻し許可済貨物を搬入した場合（バラ貨物に限る。）における搬入確認情報の登録を対象とする。

なお、他のシステム参加保税地域等での搬出確認情報登録（この章第4節2(2)（輸出許可済貨物及び積戻し許可済貨物を搬出する場合）参照）の際にシステムから払い出された搬出番号をもって、複数の貨物の搬入確認登録を一括して行うことができるが、貨物に事故がある場合は輸管理番号単位に搬入確認情報をシステムに登録する必要がある。

(2) 登録の方法

「搬入確認登録（輸出許可済）」業務（業務コード：B I D）を利用して、次の事項を入力し送信する。

[1] 処理単位コード（「処理単位＊」欄）

次の区分に応じたコードを必須入力する。

区 分	コード
一括（搬出番号単位）	T
個別（輸管理番号単位）	K

[2] 搬出番号（「搬出番号」欄）

システム参加保税地域の場合は、搬出番号を必須入力する。

[3] 搬入場所コード（「搬入場所」欄）

搬入場所を保税地域コード（「業務コード集」参照）で入力する。

搬入場所が入力者の管理する保税地域である場合又は搬出番号が入力された場合は、入力を要しない。

[4] 搬入年月日（「搬入日時＊」欄左）

搬入年月日を西暦（8桁）で必須入力する。

[5] 搬入時刻（「搬入日時＊」欄右）

搬入時刻を24時間制（4桁）で入力する。

※ 以下〔6〕から〔10〕までの項目は、最大20欄まで繰り返し入力することができる。

〔6〕 輸出管理番号（「輸出管理番号」欄）

「処理単位＊」欄に「K」（個別（輸出管理番号単位））を入力した場合は、必須入力する。

「処理単位＊」欄に「T」（一括（搬出番号単位））を入力した場合は、入力不可。

〔7〕 発送個数（「発送個数」欄）

発送個数と到着個数に差異がある場合は、搬出確認登録通知情報で出力されている発送個数を入力する。

「処理単位＊」欄に「T」（一括（搬出番号単位））を入力した場合は、入力不可。

〔8〕 到着個数（「到着個数」欄）

「処理単位＊」欄に「K」（個別（輸出管理番号単位））を入力した場合は、必須入力する。

「処理単位＊」欄に「T」（一括（搬出番号単位））を入力した場合は、入力不可。

〔9〕 事故税関通知識別コード（「税関通知識別」欄）

搬入する貨物に事故がある場合は、次の区分に応じたコードを必須入力する。

「処理単位＊」欄に「T」（一括（搬出番号単位））を入力した場合は、入力不可。

区 分	コード
税関へ通知を要する	Z
税関へ通知を要しない	M

※ 〔10〕の項目は、最大5欄まで繰り返し入力することができる。

〔10〕 事故コード（「事故コード」欄）

「税関通知識別」欄に「Z」を入力した場合は、事故種別コード（「業務コード集」参照）を必須入力する。

「処理単位＊」欄に「T」（一括（搬出番号単位））を入力した場合は、場合は、入力不可。

(3) 出力情報

前記(2)（登録の方法）により輸出許可済貨物の搬入確認登録を行った場合は、次の情報がそれぞれ配信される。

出力情報	出力情報コード	出力条件	配信先
危険貨物等通知情報	S A S 0 0 1 0	税関へ通知を要する危険貨物等が搬入された場合。	税関 (保税担当部門)
事故貨物通知情報	S A S 0 0 2 1	次のいずれかの条件に該当する場合。 ① 税関へ通知を要する事故貨物が搬入された場合。 ② 発送個数と搬入個数に差異がある場合。	通関業者 税関 (保税担当部門)
他所蔵置搬入通知情報	S A S 0 0 6 0	他所蔵置場所に貨物が搬入確認された場合。	他所蔵置場所を管轄する税関 (保税担当部門)

出力情報	出力情報コード	出力条件	配信先
搬入通知情報	S A S 0 0 7 0	次の条件を全て満たす場合。 ①入力者が通関業、海貨業の場合。 ②入力された搬入確認蔵置場がシステム参加保税地域である場合。	搬入先の保税地域

8 システム外搬入確認登録（輸出許可済貨物又は積戻し許可済貨物）

(1) 業務対象

「システム外搬入確認（輸出許可済）」業務（業務コード：B I E）は、貨物情報がシステムに登録されていない輸出許可済貨物（特例輸出貨物を除く。）又は積戻し許可済貨物を搬入した場合（バラ貨物に限る。）における搬入確認情報の登録を対象とする。

(2) 登録の方法

「システム外搬入確認（輸出許可済）」業務（業務コード：B I E）を利用して、次の事項を入力し送信する。

〔1〕輸出許可番号（「輸出許可番号＊」欄）

輸出許可番号又は積戻し許可番号を必須入力する。

旅具通関貨物について、輸出申告が口頭申告等により行われ輸出許可番号の付与がない場合は、「官署コード（2桁）+99999」を入力（「99999」の入力に代えて、保税蔵置場が付与する管理番号を入力しても差し支えない。）

〔2〕搬入年月日（「搬入日時＊」欄左）

搬入年月日を西暦（8桁）で必須入力する。

〔3〕搬入時刻（「搬入日時＊」欄右）

搬入時刻を24時間制（4桁）で入力する。

〔4〕積戻し許可済貨物表示（「積戻し許可」欄）

積戻し貨物を搬入する場合は、「R」を入力する。

〔5〕発送個数（「発送個数」欄）

搬入する貨物の発送個数と到着個数に異なる場合は、発送個数を入力する。

なお、個数により入力することができない場合は、「1」を入力する。

〔6〕到着個数（「到着個数＊」欄左）

搬入する貨物の到着個数を必須入力する。

なお、個数により入力することができない場合は、「1」を入力する。

〔7〕個数単位コード（「到着個数＊」欄右）

到着個数の単位を包装種類コード（「業務コード集」参照）で必須入力する。

〔8〕重量（「重量＊」欄左）

搬入する貨物の重量を必須入力する。

なお、小数点以下第3位まで入力することができる。

〔9〕重量単位コード（「重量＊」欄右）

重量の単位を重量単位コード（総重量及び総容積）（「業務コード集」参照）で必須入力する。

- [10] 容積（「容積」欄左）
搬入する貨物の容積を入力する。
なお、小数点以下第3位まで入力することができる。
- [11] 容積単位コード（「容積」欄右）
「容積」欄左を入力した場合は、容積の単位を重量単位コード（総重量及び総容積）（「業務コード集」参照）で必須入力する。
- [12] 輸出者コード（「輸出者」欄）
輸出入者コードを有する輸出者の場合は、輸出入者コードを入力する。
なお、輸出入者コードを有しない輸出者の場合は、入力を要しない。
- [13] 輸出者名（「輸出者名」欄）
「輸出者」欄を入力しなかった場合又は関連付けのない法人番号を入力した場合は、輸出者名を必須入力する。
「輸出者」欄を入力した場合（関連付けのない法人番号を入力した場合を除く。）は、入力不可。
- [14] 品名（「品名＊」欄）
搬入する貨物の品名を必須入力する。
- [15] 船会社コード（「船会社」欄）
ブッキング船会社の船会社コード（「業務コード集」参照）を入力する。
- [16] 積載予定船舶コード（「積載予定船舶＊」欄左）
積載予定船舶の信号符字（コールサイン）を必須入力する。
信号符字がシステムに登録されていない場合は、「9999」を入力する。
- [17] 積載予定船舶名（「積載予定船舶＊」欄右）
信号符字がシステムに登録されていない場合は、積載船名を必須入力する。
- [18] 航海番号（「航海番号」欄）
積載予定船舶の航海番号を入力する。
- [19] 入港年月日（「入港日」欄）
積載予定船舶の入港年月日を西暦（8桁）で入力する。
- [20] 積出港コード（「積出港＊」欄）
積出港を国連LOCODE（「業務コード集」参照）で必須入力する。
- [21] 出港予定年月日（「出港日」欄）
出港予定年月日を西暦（8桁）で入力する。
- [22] 船卸港コード（「船卸港」欄）
船卸港を国連LOCODE（「業務コード集」参照）で入力する。
なお、国名コード（「業務コード集」参照）については「JP」、「ZX（保税工場）」、「ZY（指示待ち）」及び「ZZ（不明）」は、入力不可。
- [23] 荷受形態コード（「荷受形態＊」欄）
次の区分に応じたコードを必須入力する。

区 分	コード
CY荷受	51
CFS荷受	52

DOOR荷受	5 3
D i r e c t (B r e a k b u l k) 荷受の場合	5 4
C Y & C F S 荷受	5 5
上記以外	O T

[24] 荷渡形態コード（「荷渡形態」欄）

次の区分に応じたコードを入力する。

区 分	コード
C Y 荷渡	5 1
C F S 荷渡	5 2
DOOR荷渡	5 3
D i r e c t (B r e a k b u l k) 荷受の場合	5 4
C Y & C F S 荷渡	5 5
上記以外	O T

[25] 社内整理番号（「社内整理番号」欄）

社内整理番号を入力する。

[26] 記号番号（「記号番号＊」欄）

貨物の記号及び番号を必須入力する。

[27] 最終仕向地コード（「最終仕向地＊」欄）

最終仕向地を国連L O C O D E（「業務コード集」参照）で必須入力する。

なお、国名コード（「業務コード集」参照）については「J P」、「Z X（保税工場）」、「Z Y（指示待ち）」及び「Z Z（不明）」の場合は、入力不可。

[28] ブッキング番号（「ブッキング番号」欄）

貨物のブッキング番号を入力する。

[29] 事故税関通知識別コード（「事故税関通知識別」欄）

搬入する貨物に事故がある場合は、次の区分に応じたコードを必須入力する。

区 分	コード
税関へ通知を要する	Z
税関へ通知を要しない	M

※ [30] の項目は、最大5欄まで繰り返し入力することができる。

[30] 事故コード（「事故」欄）

「事故税関通知識別」欄に「Z」を入力した場合は、事故種別コード（「業務コード集」参照）を必須入力する。

[31] 危険貨物等コード（「危険貨物等」欄）

搬入する貨物が特殊貨物等の場合は、S P C（特殊貨物）コード（「業務コード集」参照）を入力する。

[32] 記事（「記事」欄）

必要に応じて記事を入力する。

(3) 出力情報

前記(2)（登録の方法）により輸出許可済貨物のシステム外搬入確認が登録した場合は、次の情報がそれぞれ配信される。

出力情報	出力情報コード	出力条件	配信先
危険貨物等通知 情報	S A S 0 0 1 0	税関へ通知を要する危険貨物等が搬入された場合。	税関 (保税担当部門)
事故貨物通知情 報	S A S 0 0 2 1	次のいずれかの条件に該当する場合。 ① 税関へ通知を要する事故貨物が搬入された場合。 ② 発送個数と搬入個数に差異がある場合。	
システム外輸出 貨物情報	S A T 0 1 3 1	なし。	登録者

9 C Y搬入確認登録

(1) 業務対象

輸出入コンテナ（貨物を内蔵しているか否かを問わない。）の搬入をした場合は、「C Y搬入確認登録」業務（業務コード：C Y A）を利用して登録する。

(2) 登録の方法

「C Y搬入確認登録」業務（業務コード：C Y A）を利用して、次の事項を入力し送信する。

[1] コンテナ番号（「コンテナ番号＊」欄）

搬入するコンテナのコンテナ番号を必須入力する。

[2] 搬入年月日（「搬入日時＊」欄左）

搬入年月日を西暦（8桁）で必須入力する。

[3] 搬入時刻（「搬入日時＊」欄右）

搬入時刻を24時間制（4桁）で必須入力する。

[4] ボートノート搬入識別（「ボートノート」欄）

ボートノートによる運送貨物を搬入確認する場合は、「D」を入力する。

[5] 積載予定船舶コード（「積載予定船舶」欄）

「コンテナ識別＊」欄に「22」（輸出コンテナ）又は「28」（仮陸揚コンテナ）を入力する場合は、積載予定船舶の信号符字（コールサイン）を必須入力する。

信号符字がシステムに登録されていない場合は、「9999」を入力する。

「コンテナ識別＊」欄に「23」（輸入コンテナ）を入力する場合は、入力不可。

[6] 航海番号（「航海番号」欄）

「コンテナ識別＊」欄に「22」（輸出コンテナ）又は「28」（仮陸揚コンテナ）を入力する場合は、航海番号を必須入力する。

「コンテナ識別＊」欄に「23」（輸入コンテナ）を入力する場合は、入力不可。

[7] 空／実入コンテナ表示（「空／実入表示」欄）

「コンテナ識別＊」欄に「22」（輸出コンテナ）又は「28」（仮陸揚コンテナ）を入力する場合は、次の区分に応じたコードを必須入力する。

「コンテナ識別＊」欄に「23」（輸入コンテナ）を入力する場合は、入力不可。

区 分	コード
空	4
実入り	5

[8] コンテナ識別（「コンテナ識別＊」欄）

次の区分に応じたコードを必須入力する。

区 分	コード
輸出コンテナ	2 2
輸入コンテナ	2 3
仮陸揚コンテナ	2 8

[9] コンテナサイズコード（「コンテナサイズ」欄）

コンテナのサイズをコンテナサイズコード（「業務コード集」参照）で必須入力する。

[10] コンテナタイプコード（「コンテナタイプ」欄）

コンテナの形式（タイプ）をコンテナ形式コード（「業務コード集」参照）で必須入力する。

[11] 事故税関通知識別コード（「事故税関通知」欄）

搬入する貨物又はコンテナに事故がある場合は、次の区分に応じたコードを必須入力する。

区 分	コード
税関へ通知を要する	Z
税関へ通知を要しない	M

※ [12] の項目は、最大5欄まで繰り返し入力することができる。

[12] 事故コード（「事故コード」欄）

「事故税関通知識別」欄に「Z」を入力した場合は、事故種別コード（「業務コード集」参照）を必須入力する。

[13] 船会社コード（「船会社」欄）

ブッキング情報とコンテナ情報を関連付ける場合は、船会社コード（「業務コード集」参照）を入力する。

[14] ブッキング番号（「ブッキング番号」欄）

ブッキング情報とコンテナ情報を関連付ける場合は、ブッキング番号を入力する。

※ [15] の項目は、最大2欄まで繰り返し入力することができる。

[15] 船卸港コード（「船卸港」欄）

ブッキング情報とコンテナ情報を関連付ける場合は、船卸港を国連LOCODE（「業務コード集」参照）で入力する。

国名コード（「業務コード集」参照）「JP」、「ZX（保税工場）」、「ZY（指示待ち）」及び「ZZ（不明）」の場合は、入力不可。

[16] 荷受地コード（「荷受地」欄）

ブッキング情報とコンテナ情報を関連付ける場合は、荷受地を国連LOCODE（「業務コード集」参照）で入力する。

[17] 積出地コード（「積出地」欄）

ブッキング情報とコンテナ情報を関連付ける場合は、積出地を国連LOCODE（「業

務コード集」参照) で入力する。

(3) 出力情報

前記(2) (登録の方法) によりC Y搬入確認がシステムに登録された場合は、次の情報がそれぞれ配信される。

出力情報	出力情報コード	出力条件	配信先
危険貨物等通知 情報	S A S 0 0 1 0	次の条件を全て満たす場合。 ① バンニング情報が登録され、経由地が登録されていない場合又は経由地にシステム参加保税地域等以外が登録されている場合。 ② 税関へ通知を要する危険貨物等が搬入された場合。	C Yの管轄税関 (保税担当部門)
事故貨物通知情 報	S A S 0 0 2 1	税関へ通知を要する事故貨物が搬入された場合又は保税運送期間を経過している場合。	搬入先の保税地域の管轄税関 (保税担当部門)
		次の条件を全て満たす場合。 ① 税関へ通知を要する事故貨物が搬入された又は保税運送期間を経過している場合。 ② 輸出許可 (積戻しを含む。) 済み、保税運送承認済み、包括保税運送承認に係る個別運送登録済み又は特定保税運送登録済みである場合。	輸出申告者 運送申告を行った利用者 個別運送を登録した利用者
搬入時自動起動 取消通知情報	S A S 0 0 3 0	税関へ通知を要する事故貨物を搬入した貨物について、既に搬入時自動起動の旨がシステムに登録されている場合。	搬入時申告登録者
コンテナ通知情 報	S A T 0 2 4 1	次の条件を全て満たす場合。 ① バンニング情報 (経由地が登録されている場合を除く。) 又はC Y搬出確認情報が登録されている場合。 ② 登録されている搬入先と本業務で登録した搬入先が異なる場合。	登録者
搬入先差異情報	S A T 0 6 2 0	次の条件を全て満たす場合。 ① バンニング情報 (経由地が登録されている場合を除く。) 又はC Y搬出確認情報が登録されている場合。 ② 登録されている搬入先と本業務で登録した搬入先が異なる場合。	バンニング情報又はC Y搬出確認情報を登録した利用者 発送地の管轄税関 (保税担当部門)

(4) CY搬入情報の訂正

前記(2)（登録の方法）により誤って登録を行った場合は、直ちに登録した内容の訂正又は取消しを行う。

イ 呼出しによる方法

「CY搬入情報訂正呼出し」業務（業務コード：CYC11）を利用して、次の事項を入力し送信することにより、前記(2)（登録の方法）により登録された内容が「CY搬入情報訂正呼出情報」（出力情報コード：SAT0630）として応答画面に出力されることから、出力された事項を確認し、後記ロ（呼出しによらない方法）に準じて訂正を必要とする事項を上書き入力し送信する。

[1] 処理区分コード（「処理区分＊」欄）

次の区分に応じたコードを必須入力する。

区 分	コード
訂正	5
取消し	1

[2] コンテナ番号（「コンテナ番号＊」欄）

訂正又は取消しの対象となるコンテナ番号を必須入力する。

ロ 呼出しによらない方法

「CY搬入情報訂正」業務（業務コード：CYC）を利用して、訂正又は取消しをする場合は、次の事項を入力し送信する。訂正は合計30件まで入力可能であり、必須項目と訂正する項目のみを入力する。30件を超える訂正の場合は、分割し複数回に分けて行う。前記イ（呼出しによる方法）で呼び出した内容に追加し訂正することも可能である。

なお、輸出コンテナの取消しの場合は、1コンテナごとに行い、輸入コンテナ又は仮陸揚コンテナの場合は、取消しができないことから留意すること。

[1] 処理区分コード（「処理区分＊」欄）

次の区分に応じたコードを必須入力する。

輸入コンテナ又は仮陸揚コンテナの場合は、取消し不可。

区 分	コード
訂正	5
取消し	1

[2] 積載予定船舶コード（「積載予定船舶」欄）

積載予定船舶の信号符字（コールサイン）を入力する。

信号符字がシステムに登録されていない場合は、「9999」を入力する。

[3] 航海番号（「航海番号」欄）

航海番号を入力する。

[4] マニュアル輸出許可済識別（「マニュアル許可済」欄）

バンニング情報登録が行われないコンテナの旨が登録されている場合は、「1」を入力する。

「空／実入識別」欄に「4」（空）を入力した場合は、入力不可。

※ 以下 [5] から [10] までの項目は、最大30欄まで繰り返し入力することができる。

[5] コンテナ番号（「コンテナ番号」欄）

訂正又は取消しの対象となるコンテナ番号を必須入力する。

〔6〕 空／実入コンテナ識別（「空／実入識別」欄）

次の区分に応じたコードを入力する。

区 分	コード
空	4
実入り	5

※〔7〕の項目は、最大6欄まで繰り返し入力することができる。

〔7〕 シール番号（「シール番号」欄）

シール番号を入力する。

〔8〕 コンテナサイズコード（「コンテナサイズ」欄）

コンテナのサイズをコンテナサイズコード（「業務コード集」参照）で入力する。

〔9〕 コンテナタイプコード（「コンテナタイプ」欄）

コンテナの形式（タイプ）をコンテナ形式コード（「業務コード集」参照）で入力する。

〔10〕 コンテナ条約適用識別（「条約適用識別」欄）

輸入コンテナの場合は、次の区分に応じたコードを入力する。

区 分	コード
コンテナ条約適用コンテナでコンテナ条約特例法第8条（国産コンテナ等の特例）に該当しない	1
コンテナ条約適用コンテナでコンテナ条約特例法第8条（国産コンテナ等の特例）に該当する	2
コンテナ条約適用外のコンテナ	3

10 システム外CY搬入確認登録（コンテナ単位）

（1）業務対象

「システム外CY搬入確認（コンテナ単位）」業務（業務コード：CYB）は、貨物情報が登録されていない輸入貨物又は仮陸揚貨物を内蔵したコンテナの搬入確認登録（コンテナ単位）を対象とする。

（2）登録の方法

「システム外CY搬入確認（コンテナ単位）」業務（業務コード：CYB）を利用して、次の事項を入力し送信する。

＜共通部＞

〔1〕 コンテナ番号（「コンテナ番号＊」欄）

搬入するコンテナの番号を必須入力する。

〔2〕 搬入年月日（「搬入日時＊」欄左）

搬入年月日を西暦（8桁）で必須入力する。

〔3〕 搬入時刻（「搬入日時＊」欄右）

搬入時刻を24時間制（4桁）で入力する。

※〔4〕の項目は、最大6欄まで繰り返し入力することができる。

[4] シール番号（「シール番号」欄）

搬入するコンテナのシール番号を入力する。

[5] コンテナサイズコード（「サイズ＊」欄）

コンテナのサイズをコンテナサイズコード（「業務コード集」参照）で必須入力する。

[6] コンテナタイプコード（「タイプ＊」欄）

コンテナの形式（タイプ）をコンテナ形式コード（「業務コード集」参照）で必須入力する。

[7] 荷渡形態コード（「荷渡形態」欄）

次の区分に応じたコードを入力する。

区 分	コード
C Y 荷渡	5 1
C F S 荷渡	5 2
D O O R 荷渡	5 3

[8] コンテナ所有形態コード（「所有形態」欄）

次の区分に応じたコードを入力する。

区 分	コード
Shipper supplied	1
Carrier supplied	2
Consolidator supplied	3
Deconsolidator supplied	4
Third party supplied	5

[9] バンニング形態コード（「バン形態」欄）

次の区分に応じたコードを入力する。

区 分	コード
Carrier loads	1
Shipper loads	4
Consignee loads	1 6

[10] コンテナ条約適用識別（「条約識別＊」欄）

次の区分に応じたコードを必須入力する。

区 分	コード
コンテナ条約適用コンテナでコンテナ条約特例法第8条（国産コンテナ等の特例）に該当しない	1
コンテナ条約適用コンテナでコンテナ条約特例法第8条（国産コンテナ等の特例）に該当する	2
コンテナ条約適用外コンテナ	3

[11] 事故税関通知識別コード（「通知識別」欄）

事故がある場合は、次の区分に応じたコードを必須入力する。

区 分	コード
税関へ通知を要する	Z

税関へ通知を要しない

M

※ [12] の項目は、最大 5 欄まで繰り返し入力することができる。

[12] 事故コード（「事故」欄）

「事故税関通知識別」欄に「Z」を入力した場合は、事故種別コード（「業務コード集」参照）を必須入力する。

<繰返部>

※ 以下 [13] から [41] までの項目は、最大 100 欄まで繰り返し入力することができる。

[13] B/L 番号（「B/L 番号」欄）

先頭 4 桁に船会社コード（「業務コード集」参照）を入力し、その後に B/L 番号を必須入力する。

B/L 番号が不明等の場合は、先頭 4 桁に「O T H O」を入力し、その後に保税運送承認番号を必須入力する。

「,」（カンマ）の入力が必要になった場合は、「.」（ピリオド）に変えて入力する。

[14] 保税運送承認番号（「保税運送承認番号」欄）

保税運送承認番号又はボートノート番号等を必須入力する。

[15] 船舶コード（「船舶」欄左）

積載船舶の信号符字（コールサイン）を入力する。

信号符字がシステムに登録されていない場合は、「9999」を入力する。

[16] 積載船名（「船舶」欄右）

信号符字がシステムに登録されていない場合は、積載船名を必須入力する。

[17] 仮陸揚識別（「仮陸揚識別」欄）

仮陸揚貨物の場合は、「28」（仮陸揚）を入力する。

[18] 船卸港コード（「船卸港」欄）

船卸港（仮陸揚貨物の場合は仮陸揚港）を国連 L O C O D E（「業務コード集」参照）で必須入力する。

[19] 入港年月日（「入港日」欄）

入港年月日を西暦（8 桁）で必須入力する。

[20] 原産地コード（「原産地」欄）

原産地の国名を国名コード（「業務コード集」参照）で入力する。

[21] 積出地コード（「積出地」欄）

積出地を国連 L O C O D E（「業務コード集」参照）で必須入力する。

[22] 荷受人コード（「荷受人」欄）

輸出入者コードを有する荷受人の場合は、輸出入者コードを入力する。

なお、輸出入者コードを有しない荷受人の場合は、入力を要しない。

[23] 荷受人名（「荷受人名称」欄）

次のいずれかに該当する場合は荷受人名を必須入力する。

① 荷受人名、荷受人住所及び荷受人電話番号を分割して入力できない場合

② 「荷受人」欄で荷受人コードを入力しなかった場合。

③ 「荷受人」欄に関連付けのない法人番号を入力した場合。

[24] 荷受人住所（連続入力）（「荷受人住所」欄）

「荷受人」欄で荷受人コードを入力しなかった場合又は関連付けのない法人番号を入力した場合は、荷受人住所を入力する。

「荷受人住所 St.1」欄から「荷受人住所 Country-sub」欄を入力する場合は、入力不可。

[25] 荷受人住所 1 / 4 (「荷受人住所 St.1」欄)

「荷受人」欄で荷受人コードを入力しなかった場合又は関連付けのない法人番号を入力した場合は、荷受人住所 (Street and number/P. O. Box) を入力する。

「荷受人」欄で荷受人コードを入力した場合 (関連付けのない法人番号を入力した場合を除く。) であっても、システムに登録されている荷受人の住所と異なる場合は、当該住所 (Street and number/P. O. BOX) を入力する。

「荷受人住所」欄を入力した場合は、入力不可。

[26] 荷受人住所 2 / 4 (「荷受人住所 St.2」欄)

「荷受人」欄で荷受人コードを入力しなかった場合又は関連付けのない法人番号を入力した場合は、荷受人住所 (Street and number/P. O. Box) を入力する。

「荷受人」欄で荷受人コードを入力した場合 (関連付けのない法人番号を入力した場合を除く。) であっても、システムに登録されている荷受人の住所と異なる場合は、当該住所 (Street and number/P. O. BOX) を入力する。

「荷受人住所」欄を入力した場合は、入力不可。

[27] 荷受人住所 3 / 4 (「荷受人住所 City」欄)

「荷受人」欄で荷受人コードを入力しなかった場合又は関連付けのない法人番号を入力した場合は、荷受人住所 (City Name) を入力する。

「荷受人」欄で荷受人コードを入力した場合 (関連付けのない法人番号を入力した場合を除く。) であっても、システムに登録されている荷受人の住所と異なる場合は、当該住所 (City Name) を入力する。

「荷受人住所」欄を入力した場合は、入力不可。

[28] 荷受人住所 4 / 4 (「荷受人住所 Country-sub」欄)

「荷受人」欄で荷受人コードを入力しなかった場合又は関連付けのない法人番号を入力した場合は、荷受人住所 (Country sub-entity, name) を入力する。

「荷受人」欄で荷受人コードを入力した場合 (関連付けのない法人番号を入力した場合を除く。) であっても、システムに登録されている荷受人の住所と異なる場合は、当該住所 (Country sub-entity, name) を入力する。

「荷受人住所」欄を入力した場合は、入力不可。

[29] 荷受人郵便番号 (「荷受人 Postcode」欄)

「荷受人」欄で荷受人コードを入力しなかった場合又は関連付けのない法人番号を入力した場合は、荷受人の郵便番号を入力する (区切り符号は入力しない。)。

「荷受人」欄で荷受人コードを入力した場合 (関連付けのない法人番号を入力した場合を除く。) であっても、システムに登録されている荷受人の郵便番号と異なる場合は、当該郵便番号 (Postcode) を入力する (区切り符号は入力しない。)。

荷受人の国に郵便番号が存在しない場合は、入力を要しない。

[30] 荷受人国名コード (「荷受人 Country」欄)

「荷受人」欄で荷受人コードを入力しなかった場合又は関連付けのない法人番号を入力した場合は、荷受人の国名を国名コード（「業務コード集」参照）で入力する。

「荷受人」欄で荷受人コードを入力した場合（関連付けのない法人番号を入力した場合を除く。）であっても、システムに登録されている荷受人の国の国名コードと異なる場合は入力する。

[31] 荷受人電話番号（「荷受人電話番号」欄）

「荷受人」欄で荷受人コードを入力しなかった場合又は関連付けのない法人番号を入力した場合は、荷受人の電話番号を入力市外局番から入力する（区切り符号は入力しない。）。

[32] 品名（「品名」欄）

品名を必須入力する。

[33] 代表品目番号（「品目番号」欄）

H Sコード（4桁）を入力する。

[34] 記号番号（「記号番号」欄）

貨物の記号及び番号を必須入力する。

[35] 到着個数（「到着個数」欄左）

貨物の到着個数を必須入力する。

なお、個数により入力することができない場合は「1」を入力する。

また、1 B/Lで複数コンテナの場合で、各コンテナの内蔵個数が不明の場合は、振り分けて入力し、内蔵個数が判明した際は、この章第6節2（輸入貨物及び仮陸揚貨物の貨物情報の訂正）により到着個数を訂正入力する。

[36] 個数単位コード（「到着個数」欄右）

到着個数の単位を包装種類コード（「業務コード集」参照）で必須入力する。

[37] 総重量（「総重量」欄左）

貨物の総重量を必須入力する。

なお、小数点以下第3位まで入力することができる。

また、1 B/Lで複数コンテナの場合で、各コンテナの内蔵総重量が不明の場合は、振り分けて入力し、内蔵総重量が判明した際は、この章第6節2（輸入貨物及び仮陸揚貨物の貨物情報の訂正）により総重量を訂正入力する。

[38] 重量コード（「総重量」欄右）

重量の単位を数量単位コード（総重量及び総容積）（「業務コード集」参照）で必須入力する。

[39] 容積（「容積」欄左）

貨物の容積を入力する。

なお、小数点以下第3位まで入力することができる。

また、1 B/Lで複数コンテナの場合で、各コンテナの内蔵容積が不明の場合は、振り分けて入力し、内蔵容積が判明した際は、この章第6節2（輸入貨物及び仮陸揚貨物の貨物情報の訂正）により容積を訂正入力する。

[40] 容積単位コード（「容積」欄右）

「容積」欄左を入力した場合は、容積の単位を重量単位コード（総重量及び総容積）

（「業務コード集」参照）で必須入力する。

[41] 危険貨物等コード（「危険貨物」欄）

コンテナに収容されている貨物が特殊貨物等の場合は、SPC（特殊貨物）コード（「業務コード集」参照）を入力する。

(3) 出力情報

前記(2)（登録の方法）によりコンテナ単位によるシステム外CY搬入確認が登録された場合は、次の情報が税関（保税担当部門）に配信される。

出力情報	出力情報コード	出力条件
危険貨物等通知情報	SAS0010	税関へ通知を要する危険貨物等が搬入された場合。
事故貨物通知情報	SAS0021	税関へ通知を要する事故貨物が搬入された場合。

1.1 システム外CY搬入確認（B／L単位）

(1) 業務対象

「システム外CY搬入確認（B／L単位）」業務（業務コード：CYD）は、貨物情報が登録されていない輸入貨物又は仮陸揚貨物を内蔵したコンテナの搬入確認登録（B／L単位）を対象とする。

(2) 登録の方法

「システム外CY搬入確認（B／L単位）」業務（業務コード：CYD）を利用して、次の事項を入力し送信する。

<共通部>

[1] B／L番号（「B／L番号＊」欄）

先頭4桁に船会社コード（「業務コード集」参照）を入力し、その後にB／L番号を必須入力する。

B／L番号が不明等の場合は、先頭4桁に「OTH0」を入力し、その後に保税運送承認番号を必須入力する。

「,」（カンマ）の入力が必要になった場合は、「.」（ピリオド）に変えて入力する。

[2] 保税運送承認番号（「保税運送承認番号＊」欄）

保税運送承認番号又はポートノート番号等を必須入力する。

[3] 搬入年月日（「搬入日時＊」欄左）

搬入年月日を西暦（8桁）で必須入力する。

[4] 搬入時刻（「搬入日時＊」欄右）

搬入時刻を24時間制（4桁）で入力する。

[5] 船舶コード（「船舶＊」欄左）

積載船舶の信号符字（コールサイン）を必須入力する。

信号符字がシステムに登録されていない場合は、「9999」を入力する。

[6] 積載船名（「船舶＊」欄右）

信号符字がシステムに登録されていない場合は、積載船名を必須入力する。

[7] 仮陸揚識別（「仮陸揚識別」欄）

仮陸揚貨物の場合に「28」（仮陸揚）を入力する。

[8] 船卸港コード（「船卸港＊」欄）

船卸港（仮陸揚貨物の場合は仮陸揚港）を国連LOCODE（「業務コード集」参照）で必須入力する。

[9] 入港年月日（「入港日＊」欄）

入港年月日を西暦（8桁）で必須入力する。

[10] 積出地コード（「積出地＊」欄）

積出地を国連LOCODE（「業務コード集」参照）で必須入力する。

[11] 荷受人コード（「荷受人」欄）

輸出入者コードを有する荷受人の場合は、輸出入者コードを入力する。

なお、輸出入者コードを有しない荷受人の場合は、入力を要しない。

[12] 荷受人名（「荷受人名称」欄）

次のいずれかに該当する場合は荷受人名を必須入力する。

① 荷受人名、荷受人住所及び荷受人電話番号を分割して入力できない場合。

② 「荷受人」欄で荷受人コードを入力しなかった場合。

③ 「荷受人」欄に関連付けのない法人番号を入力した場合。

[13] 荷受人住所（連続入力）（「荷受人住所」欄）

「荷受人」欄で荷受人コードを入力しなかった場合又は関連付けのない法人番号を入力した場合は、荷受人住所を入力する。

「荷受人住所 St. 1」欄から「荷受人住所 Country-sub」欄を入力する場合は、入力不可。

[14] 荷受人住所 1／4（「荷受人住所 St. 1」欄）

「荷受人」欄で荷受人コードを入力しなかった場合又は関連付けのない法人番号を入力した場合は、荷受人住所（Street and number/P. O. Box）を入力する。

「荷受人」欄で荷受人コードを入力した場合（関連付けのない法人番号を入力した場合を除く。）であっても、システムに登録されている荷受人の住所と異なる場合は、当該住所（Street and number/P. O. BOX）を入力する。

「荷受人住所」欄を入力した場合は、入力不可。

[15] 荷受人住所 2／4（「荷受人住所 St. 2」欄）

「荷受人」欄で荷受人コードを入力しなかった場合又は関連付けのない法人番号を入力した場合は、荷受人住所（Street and number/P. O. Box）を入力する。

「荷受人」欄で荷受人コードを入力した場合（関連付けのない法人番号を入力した場合を除く。）であっても、システムに登録されている荷受人の住所と異なる場合は、当該住所（Street and number/P. O. BOX）を入力する。

「荷受人住所」欄を入力した場合は、入力不可。

[16] 荷受人住所 3／4（「荷受人住所 City」欄）

「荷受人」欄で荷受人コードを入力しなかった場合又は関連付けのない法人番号を入力した場合は、荷受人住所（City Name）を入力する。

「荷受人」欄で荷受人コードを入力した場合（関連付けのない法人番号を入力した場合を除く。）であっても、システムに登録されている荷受人の住所と異なる場合は、当該住所(City Name)を入力する。

「荷受人住所」欄を入力した場合は、入力不可。

[17] 荷受人住所 4 / 4（「荷受人住所 Country-sub」欄）

「荷受人」欄で荷受人コードを入力しなかった場合又は関連付けのない法人番号を入力した場合は、荷受人住所（Country sub-entity,name）を入力する。

「荷受人」欄で荷受人コードを入力した場合（関連付けのない法人番号を入力した場合を除く。）であっても、システムに登録されている荷受人の住所と異なる場合は、当該住所(Country sub-entity,name)を入力する。

「荷受人住所」欄を入力した場合は、入力不可。

[18] 荷受人郵便番号（「荷受人 Postcode」欄）

「荷受人」欄で荷受人コードを入力しなかった場合又は関連付けのない法人番号を入力した場合は、荷受人の郵便番号を入力する（区切り符号は入力しない。）。

「荷受人」欄で荷受人コードを入力した場合（関連付けのない法人番号を入力した場合を除く。）であっても、システムに登録されている荷受人の郵便番号と異なる場合は、当該郵便番号(Postcode)を入力する（区切り符号は入力しない。）。

[19] 荷受人国名コード（「荷受人 Country」欄）

「荷受人」欄で荷受人コードを入力しなかった場合又は関連付けのない法人番号を入力した場合は、荷受人の国を国名コード（「業務コード集」参照）で入力する。

「荷受人」欄で荷受人コードを入力した場合（関連付けのない法人番号を入力した場合を除く。）であっても、システムに登録されている荷受人国名コードと異なる場合は入力する。

[20] 荷受人電話番号（「荷受人電話番号」欄）

「荷受人」欄で荷受人コードを入力しなかった場合又は関連付けのない法人番号を入力した場合は、荷受人の電話番号を市外局番から入力する（区切り符号は入力しない。）。

[21] 品名（「品名＊」欄）

品名を必須入力する。

[22] 代表品目番号（「品目番号」欄）

HSコード（4桁）を入力する。

[23] 記号番号（「記号番号＊」欄）

貨物の記号及び番号を必須入力する。

[24] 到着個数（「到着個数＊」欄左）

貨物の到着個数を必須入力する。

なお、個数により入力することができない場合は、「1」を入力する。

[25] 個数単位コード（「到着個数＊」欄右）

到着個数の単位を包装種類コード（「業務コード集」参照）で必須入力する。

[26] 総重量（「総重量＊」欄左）

貨物の総重量を必須入力する。

なお、小数点以下第3位まで入力することができる。

[27] 重量単位コード（「総重量＊」欄右）

重量の単位を重量単位コード（総重量及び総容積）（「業務コード集」参照）で必須入力する。

[28] 容積（「容積」欄左）

貨物の容積を入力する。

なお、小数点以下第3位まで入力することができる。

[29] 容積単位コード（「容積」欄右）

「容積」欄左を入力した場合は、容積の単位を重量単位コード（総重量及び総容積）（「業務コード集」参照）で必須入力する。

[30] 原産地コード（「原産地」欄）

原産地を国名コード（「業務コード集」参照）で入力する。

[31] 危険貨物等コード（「危険貨物」欄）

コンテナに収容されている貨物が特殊貨物等の場合は、S P C（特殊貨物）コード（「業務コード集」参照）を入力する。

<繰返部>

※ 以下 [32] から [41] までの項目は、最大 200 欄まで繰返し入力することができる。

[32] コンテナ番号（「コンテナ番号」欄）

搬入するコンテナの番号を必須入力する。

※ [33] の項目は、最大 6 欄まで繰返し入力することができる。

[33] シール番号（「シール番号」欄）

シール番号を入力する。

[34] コンテナサイズコード（「サイズ」欄）

コンテナのサイズをコンテナサイズコード（「業務コード集」参照）で必須入力する。

[35] コンテナタイプコード（「タイプ」欄）

コンテナの形式（タイプ）をコンテナ形式コード（「業務コード集」参照）で必須入力する。

[36] 荷渡形態コード（「荷渡形態」欄）

次の区分に応じたコードを入力する。

区 分	コード
C Y 荷渡	5 1
C F S 荷渡	5 2
D O O R 荷渡	5 3

[37] コンテナ所有形態コード（「所有形態」欄）

次の区分に応じたコードを入力する。

区 分	コード
Shipper supplied	1
Carrier supplied	2
Consolidator supplied	3

Deconsolidator supplied	4
Third party supplied	5

[38] バンニング形態コード（「バン形態」欄）

次の区分に応じたコードを入力する。

区 分	コード
Carrier loads	1
Shipper loads	4
Consignee loads	1 6

[39] コンテナ条約適用識別（「条約識別」欄）

次の区分に応じたコードを必須入力する。

区 分	コード
コンテナ条約適用コンテナでコンテナ条約特例法第8条（国産コンテナ等の特例）に該当しない	1
コンテナ条約適用コンテナでコンテナ条約特例法第8条（国産コンテナ等の特例）に該当する	2
コンテナ条約適用外のコンテナ	3

[40] 事故税関通知識別コード（「通知識別」欄）

事故がある場合は、事故税関通知識別を次の区分に応じたコードを必須入力する。

区 分	コード
税関へ通知を要する	Z
税関へ通知を要しない	M

※ [41] の項目は、最大5欄まで繰り返し入力することができる。

[41] 事故コード（「事故」欄）

「通知識別」欄に「Z」を入力した場合は、事故種別コード（「業務コード集」参照）を必須入力する。

(3) 出力情報

前記(2)（登録の方法）によりB／L単位によるシステム外CY搬入確認が登録された場合は、次の情報が税関（保税担当部門）に配信される。

出力情報	出力情報コード	出力条件
危険貨物等通知情報	S A S 0 0 1 0	税関へ通知を要する危険貨物等が搬入された場合。
事故貨物通知情報	S A S 0 0 2 1	税関へ通知を要する事故貨物が搬入された場合。

1 2 システム外搬入確認の取消し

「システム外搬入確認（輸入貨物）」業務（業務コード：B I B）、「システム外CY搬入確認（コンテナ又はB／L単位）」業務（業務コード：C Y B又はC Y D）又は「システム外搬入確認（輸出許可済）」業務（業務コード：B I E）で登録した貨物情報に対して、貨物の二重登録に伴う貨物情

報の削除又はB／L番号の誤入力に伴うB／L番号の訂正等を行う場合は、「システム外搬入確認取消」業務（業務コード：B I X）を利用して貨物情報の削除又はB／L番号の訂正等を行う。

なお、B／L番号の訂正は、輸入貨物又は仮陸揚貨物のみ可能である。

また、本業務はシステム外搬入確認業務を実施した日の翌々日（日曜及び祝日を除く。）までに限り可能である。

(1) 登録の方法

イ 呼出しによらない場合

「システム外搬入確認取消」業務（業務コード：B I X）を利用し、次の事項を入力し送信する。

[1] 削除貨物管理番号（「削除貨物管理番号＊」欄）

削除するB／L番号（C T－B／L番号を含む。）又は輸出管理番号を必須入力する。

[2] 削除理由コード（「削除理由コード＊」欄）

次の区分に応じたコードを必須入力する。

区 分	コード
貨物の二重登録	D B L
B／L番号の入力ミス	M I S
その他の理由	O T H

[3] 削除理由（「削除理由」欄）

「削除理由コード＊」欄に「D B L」（貨物の二重登録）を入力した場合は、正しい貨物管理番号（削除を行わない貨物管理番号）を必須入力する。

「削除理由コード＊」欄に「O T H」（その他の理由）を入力した場合は、具体的な削除理由を必須入力する。

[4] 新貨物管理番号（「新貨物管理番号」欄）

「削除理由コード＊」欄に「M I S」（B／L番号の入力ミス）を入力した場合は、訂正後のB／L番号を入力する。

ロ 呼出しによる場合

「システム外搬入確認取消（呼出し）」業務（業務コード：B I X 1 1）し、「削除貨物管理番号＊」欄にB／L番号（C T－B／L番号を含む。）又は輸出管理番号を必須入力し送信することにより、貨物情報が「システム外搬入貨物取消呼出情報」（出力情報コード：S A L O 5 5 1）として応答画面に出力されることから、出力内容の確認の上、前記イ（呼出しによらない場合）に準じて上書き入力し再送信する。

(2) 出力情報

前記(1)（登録の方法）により「システム外搬入確認取消」業務（業務コード：B I X）を実施した場合は、登録者及び税関（保税担当部門）に「システム外搬入貨物取消情報」（出力情報コード：S A L O 5 4 1）がそれぞれ配信される。

なお、税関により訂正保留が解除された場合は、登録者に「訂正保留解除情報」（出力情報コード：S A L O 2 4 0）が配信され、貨物情報が削除又はB／L番号が訂正される。

1 3 システム外C Y搬入確認（B／L単位）（事前登録）

(1) 業務対象

「システム外C Y搬入確認（B／L単位）（事前登録）」業務（業務コード：CYD01）は、貨物情報が登録されていない輸入貨物又は仮陸貨物を内蔵したコンテナの一括搬入確認登録の前に、事前登録（B／L単位）する貨物を対象とする。

なお、システムから配信される民間管理資料を関税法第34条の2（記帳義務）に規定する帳簿として利用する場合は、後記14（システム外C Y搬入確認（一括搬入））で反映される入港年月日、搬入年月日、搬入時刻を除き、本業務で入力しない項目は反映されないので留意すること。

また、事故があった場合は、後記(3)（訂正又は取消しの方法）により当該情報を取り消し、前記11（システム外C Y搬入確認（B／L単位））により登録する必要がある。

(2) 登録の方法

「システム外C Y搬入確認（B／L単位）（事前登録）」業務（業務コード：CYD01）を利用して、次の事項を入力し送信する。

<共通部>

[1] 処理区分コード（「処理区分＊」欄）

「9」（登録）を必須入力する。

[2] 船舶コード（「船舶」欄左）

積載船舶の信号符字（コールサイン）を入力する。

信号符字がシステムに登録されていない場合は、「9999」を入力する。

[3] 積載船名（「船舶」欄右）

信号符字がシステムに登録されていない場合は、積載船名を必須入力する。

[4] 情報整理番号（「情報整理番号」欄）

信号符字がシステムに登録されていない場合は、C Yが管理する本船ごとの情報整理番号を必須入力する。

[5] 船卸港コード（「船卸港」欄）

船卸港（仮陸揚貨物の場合は仮陸揚港）を国連LOCODE（「業務コード集」参照）で必須入力する。

[6] 船会社コード（「船会社」欄）

船会社を本船利用船会社単位に船会社コード（「業務コード集」参照）で必須入力する。

[7] 搬入予定年月日（「搬入日時」欄左）

搬入予定年月日を西暦（8桁）で入力する。

[8] 搬入予定時刻（「搬入日時」欄右）

搬入予定時刻を24時間制（4桁）で入力する。

[9] 入港予定年月日（「入港年月日」欄）

入港予定年月日を西暦（8桁）で必須入力する。

[10] B／L番号（「B／L番号」欄）

先頭4桁に船会社コード（「業務コード集」参照）を入力し、その後にオリジナルのB／L番号を必須入力する。

B/L 番号が不明等の場合は、先頭 4 桁に「O T H O」を入力し、その後に保税運送承認番号を入力する。

「,」（カンマ）の入力が必要になった場合は、「.」（ピリオド）に変えて入力する。

[11] 保税運送承認番号（「保税運送承認番号」欄）

保税運送承認番号又はボートノート番号等を入力する。

[12] 積出地コード（「積出地」欄）

積出地を国連 L O C O D E（「業務コード集」参照）で入力する。

[13] 品名（「品名」欄）

品名を必須入力する。

[14] 代表品目番号（「代表品目番号」欄）

H S コード（4 桁）を入力する。

[15] 記号番号（「記号番号」欄）

貨物の記号及び番号を入力する。

[16] 到着個数（「到着個数」欄左）

搬入確認対象貨物の到着個数を必須入力する。

なお、個数により入力することができない場合は、「1」を入力

なお、1 B/L で複数コンテナの場合で、各コンテナの内蔵個数が不明の場合は、振り分けて入力し、内蔵個数が判明し訂正が必要な際は、後記（3）（取消方法）により取消し再登録又は後記 14（システム外 C Y 搬入確認（一括搬入））により一括搬入後、この章第 6 節 2（輸入貨物及び仮陸揚貨物の貨物情報の訂正）により個数を訂正入力する。

[17] 個数単位コード（「到着個数」欄右）

貨物の個数単位を包装種類コード（「業務コード集」参照）で必須入力する。

[18] 総重量（「総重量」欄左）

貨物の総重量を必須入力する。

なお、小数点以下第 3 位まで入力することができる。

また、1 B/L で複数コンテナの場合で、各コンテナの内蔵総重量が不明の場合は、振り分けて入力し、内蔵総重量が判明し訂正が必要な際は、後記（3）（訂正又は取消しの方法）により取消し再登録又は後記 14（システム外 C Y 搬入確認（一括搬入））により一括搬入後、この章第 6 節 2（輸入貨物及び仮陸揚貨物の貨物情報の訂正）により総重量を訂正入力する。

[19] 重量単位コード（「総重量」欄右）

重量の単位を重量単位コード（総重量及び総容積）（「業務コード集」参照）で必須入力する。

[20] 容積（「容積」欄左）

貨物の容積を入力する。

なお、小数点以下第 3 位まで入力することができる。

また、1 B/L で複数コンテナの場合で、各コンテナの内蔵容積が不明の場合は、振り分けて入力し、内蔵容積が判明し訂正が必要な際は、後記（3）（訂正又は取消しの方法）により取消し再登録又は後記 14（システム外 C Y 搬入確認（一括搬入））により一括搬入後、この章第 6 節 2（輸入貨物及び仮陸揚貨物の貨物情報の訂正）により容積を訂

正入力する。

[21] 容積単位コード（「容積」欄右）

「容積」欄左を入力した場合は、容積の単位を重量単位コード（総重量及び総容積）（「業務コード集」参照）で必須入力する。

[22] 原産地コード（「原産地」欄）

原産地を国名コード（「業務コード集」参照）で入力する。

[23] 危険貨物等コード（「危険貨物等」欄）

コンテナに収容されている貨物が特殊貨物等の場合はS P C（特殊貨物）コード（「業務コード集」参照）を入力する。

[24] 仮陸揚識別（「仮陸揚識別」欄）

仮陸揚貨物の場合に「28」（仮陸揚）を入力する。

なお、仮陸揚届は別途船卸までに提出する必要がある。

[25] 荷受人コード（「荷受人」欄左）

輸出入者コードを有する荷受人の場合は、輸出入者コードを入力する。

なお、輸出入者コードを有しない荷受人の場合は、入力を要しない。

[26] 荷受人名（「荷受人」欄右）

次のいずれかに該当する場合は荷受人名を必須入力する。

- ① 荷受人名、荷受人住所及び荷受人電話番号を分割して入力できない場合。
- ② 「荷受人」欄で荷受人コードを入力しなかった場合。
- ③ 「荷受人」欄に関連付けのない法人番号を入力した場合。

[27] 記事（「記事」欄）

特記事項がある場合は、入力する。

<繰返部>

※ 以下 [28] から [36] までの項目は、最大 200 欄まで繰返し入力することができる。

[28] コンテナ番号（「コンテナ番号」欄）

事前登録するコンテナの番号を必須入力する。

[29] 空／実入りコンテナ表示（「空／実識別」欄）

貨物の有無について次の区分に応じたコードを必須入力する。

区 分	コード
空	4
実入り	5

※ [30] の項目は、最大 6 欄まで繰返し入力することができる。

[30] シール番号（「シール番号」欄）

搬入するコンテナのシール番号を入力する。

[31] コンテナサイズコード（「サイズ」欄）

コンテナのサイズをコンテナサイズコード（「業務コード集」参照）で入力する。

[32] コンテナタイプコード（「タイプ」欄）

コンテナの形式（タイプ）をコンテナ形式コード（「業務コード集」参照）で入力する。

[33] 荷渡形態コード（「荷渡形態」欄）

次の区分に応じたコードを入力する。

区 分	コード
C Y 荷渡	5 1
C F S 荷渡	5 2
D O O R 荷渡	5 3

[34] コンテナ所有形態コード（「所有形態」欄）

次の区分に応じたコードを入力する。

区 分	コード
Shipper supplied	1
Carrier supplied	2
Consolidator supplied	3
Deconsolidator supplied	4
Third party supplied	5

[35] バンニング形態コード（「バン形態」欄）

次の区分に応じたコードを入力する。

区 分	コード
Carrier loads	1
Shipper loads	4
Consignee loads	1 6

[36] コンテナ条約適用識別（「条約識別」欄）

次の区分に応じたコードを入力する。

区 分	コード
コンテナ条約適用コンテナでコンテナ条約特例法第8条（国産コンテナ等の特例）に該当しない	1
コンテナ条約適用コンテナでコンテナ条約特例法第8条（国産コンテナ等の特例）に該当する	2
コンテナ条約適用外のコンテナ	3

(3) 訂正又は取消しの方法

前記(2)（登録の方法）により登録したシステム外C Y搬入確認情報を訂正又は取消しする場合は、「システム外C Y搬入確認（B/L単位）（事前登録）」業務（業務コード：C Y D 0 1）を利用して、取消しの場合は次の事項を入力し送信する。訂正の場合は次の事項を入力するとともに、訂正後の事項について前記(2)（登録の方法）に準じて入力し送信する。

[1] 処理区分コード（「処理区分*」欄）

次の区分に応じたコードを必須入力する。

区 分	コード
訂正	5
取消し	1

[2] B/L 番号（「B/L 番号」欄）

訂正又は取消しを行う B/L 番号を必須入力する。

(4) 出力情報

前記(3)（訂正又は取消しの方法）によりシステム外CY搬入確認情報を取消した場合は、搬入時自動起動の旨を登録した利用者に「搬入時自動起動取消通知情報」（出力情報コード：S A S O 0 3 0）が配信される。

1.4 システム外CY搬入確認（一括搬入）

(1) 業務対象

「システム外CY搬入確認（一括搬入）」業務（業務コード：CYE）は、「システム外CY搬入確認（B/L単位）（事前登録）」（業務コード：CYD01）を利用して事前登録されたコンテナを対象に、一括してCYへ搬入確認登録する。その際、入港予定年月日、搬入予定年月日、搬入予定時刻は、本業務で入力された入港年月日、搬入年月日、搬入時刻が反映される。

船舶からの一括搬入の場合は、卸コンテナリストは別途提出する必要がある。また、仮陸揚貨物もあわせて一括搬入する場合は、別途仮陸揚届を提出する必要がある。

なお、事故等が判明した場合は、本業務の前までに事前登録を取り消し、この節 10（システム外CY搬入確認（コンテナ単位））又は 11（システム外CY搬入確認（B/L単位））により、搬入確認登録を実施する。

本業務以降の訂正は、この章第 6 節 2（輸入貨物及び仮陸揚貨物の貨物情報の訂正）による。

(2) 登録の方法

「システム外CY搬入確認（一括搬入）」業務（業務コード：CYE）を利用して、次の事項を入力し送信する。

[1] 船舶コード（「船舶＊」欄左）

積載船舶の信号符字（コールサイン）を必須入力する。

信号符字がシステムに登録されていない場合は、「9999」を入力する。

[2] 情報整理番号（「情報整理番号」欄）

信号符字がシステムに登録されていない場合は、CYが管理する本船ごとの情報整理番号を必須入力する。

[3] 船卸港コード（「船卸港＊」欄）

船卸港（仮陸揚貨物の場合は仮陸揚港）を国連LOCODE（「業務コード集」参照）で必須入力する。

[4] 船会社コード（「船会社」欄）

船会社を本船利用船会社単位に船会社コード（「業務コード集」参照）で入力する。

[5] 入港年月日（「入港年月日＊」欄）

入港年月日を西暦（8桁）で必須入力する。

[6] 搬入年月日（「搬入年月日＊」欄左）

搬入年月日を西暦（8桁）で必須入力する。

[7] 搬入時刻（「搬入年月日＊」欄右）

搬入時刻を 24 時間制（4 桁）で入力する。

(3) 出力情報

前記(2)（登録の方法）によりシステム外C Y搬入確認をシステムに登録した場合は、次の情報が税関（保税担当部門）に配信される。

出力情報	出力情報コード	出力条件
危険貨物等通知 情報	S A S 0 0 1 0	税関へ通知を要する危険貨物等が搬入された場合。

1 5 蔵入等貨物搬入確認

(1) 業務対象

「蔵入等貨物搬入確認」業務（業務コード：B A S）は、システム内保税地域から蔵入承認併せ運送承認（蔵入承認済貨物の貨物管理を行う蔵置場において、貨物情報が登録されている蔵入承認済貨物を搬入する場合を除く。（注））、移入承認併せ運送承認、総保入承認併せ運送承認及び展示等承認併せ運送承認に係る貨物の搬入確認を対象とする。

なお、当該業務により搬入確認登録は可能であるが、貨物情報は削除されるためシステムでの貨物管理はできない。

（注）当該場合は「搬入確認登録（保税運送貨物）」業務（業務コード：B I A）にて搬入確認登録を行う。

(2) 登録の方法

「蔵入等貨物搬入確認」業務（業務コード：B A S）を利用して、次の事項を入力し送信する。

〔1〕 申告等番号（「申告等番号＊」欄）

申告等番号を必須入力する。